

国立大学法人高知大学職員給与規則

平成16年4月1日
規則第26号

最終改正 令和7年11月13日規則第45号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の職員の給与に関する事項を定める。

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第3条第1項第1号に規定する大学教員のうち教授、准教授、講師及び助教が年俸により雇用される場合の給与については、国立大学法人高知大学年俸制適用職員給与規則に定める。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関して、この規則の定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

(給与の支払)

第3条 この規則に基づく給与は、その全額を現金で直接職員に支払う。ただし、次の各号の一に該当するものは、給与支払の際に控除する。

(1) 法令で定めるもの

(2) 労基法第24条第1項後段に規定する労使協定によるもの

2 前項本文の規定にかかわらず、職員から申出があった場合は、その指定する預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の区分)

第4条 職員の給与は、本給、諸手当及び賞与とする。

2 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、教職調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、診療貢献手当、共同研究業績手当、研究代表者等特別手当、クロスアポイントメント手当、幼児教育・看護業務等手当、高度専門職手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び職務付加手当とする。

3 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の計算期間)

第5条 本給及び諸手当の計算期間は、一の月の初日から末日までとする。

2 賞与の計算期間については、各関係条項に定めるところによる。

(給与の支給日)

第6条 本給、諸手当（診療貢献手当、研究代表者等特別手当及びクロスアポイントメント手当を除く。）及び賞与の支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	支給日
本給 本給の調整額 管理職手当 教職調整額 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 幼児教育・看護業務等手当 高度専門職手当 義務教育等教員特別手当 職務付加手当	その月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日（15日が就業規則第40条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、18日）、17日が土曜日に当たるときは16日（16日が休日に当たるときは15日）、17日が休日かつ月曜日に当たるときは18日に支給する。）
特殊勤務手当 共同研究業績手当 超過勤務手当 休日給 夜勤手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当	翌月（ただし、特殊勤務手当のうち放射線取扱手当にあつては翌々月）の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日（15日が休日に当たるときは、18日）、17日が土曜日に当たるときは16日（16日が休日に当たるときは15日）、17日が休日かつ月曜日に当たるときは18日に支給する。）

賞与 (期末手当及び勤勉手当)	6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日)
--------------------	---

(退職時等の支払)

第7条 職員が前条に規定する給与の支給日前に退職した場合であって、当該職員又は権利者から請求があったときは、前条の規定にかかわらず7日以内に支給する。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

(非常時払い)

第8条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、前条の規定による給与の支給日前であっても、既往の労働に対する給与を支給する。

(本給の日割計算)

第9条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇給、降給等により本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職(死亡による退職を除く。)したときは、その日まで本給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月分の本給の全額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外の場合又は月の末日まで支給するとき以外の場合は、その本給は、その月の現日数から就業規則第40条の規定による休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、幼児教育・看護業務等手当、高度専門職手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

(端数計算及び処理)

第10条 第33条から第35条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当等の額及び第47条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第 11 条 第 33 条から第 35 条まで及び第 47 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、本給、本給の調整額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、幼児教育・看護業務等手当及び高度専門職手当の月額合計額を毎年 4 月 1 日を起算日とした 1 年間における 1 月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 33 条から第 35 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、当該勤務が特殊勤務手当（夜間看護等手当、教員特殊業務手当、オンコール手当、緊急診療等従事手当及び麻酔手当を除く。）を支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務 1 時間当たりの特殊勤務手当の額（1 日単位で支給されるものにあつては、その額を就業規則第 34 条に規定する 1 日についての所定勤務時間で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

第 2 章 給与

第 1 節 本給

（本給の決定及び適用範囲）

第 12 条 職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務条件を考慮して定める。

2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職本給表（一）（別表第 1－1）
- (2) 一般職本給表（二）（別表第 1－2）
- (3) 教育職本給表（一）（別表第 1－3）
- (4) 教育職本給表（二）（別表第 1－4）
- (5) 教育職本給表（三）（別表第 1－5）
- (6) 医療職本給表（一）（別表第 1－6）
- (7) 医療職本給表（二）（別表第 1－7）
- (8) 医療職本給表（三）（別表第 1－8）

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

第 13 条 削除

第 14 条 削除

(初任給)

第 15 条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第 16 条 勤務成績が特に良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて上位の級に昇格させることができる。この場合において、その者の本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

(降格)

第 17 条 就業規則第 10 条の規定により降任したときは、その者を下位の級に降格させることができる。この場合において、その者の本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

(初任給基準又は本給表の適用を異にする異動)

第 18 条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させ、又は本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合における職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する。

(昇給)

第 19 条 職員の昇給は、同日前 1 年間（学長が別に定めるものは、昇給日前において 9 月 30 日以前 1 年間）におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か、及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を 4 号俸（医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び医療職本給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものにあつては、3 号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55 歳（一般職本給表（二）適用職員にあつては、57 歳）を超える職員（次項に掲げる職員を除く。）の第 1 項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

4 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同本給表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別

に定める職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことはできない。
(昇給の時期)

第20条 前条の規定による昇給の時期は、1月1日とする。

第21条 削除

第2節 諸手当

(本給の調整額)

第22条 職務の複雑さ、責任の程度、労働の強度、就労環境その他労働条件が、同じ職務の級に属する他の職員と比べて著しく特殊な職員については、その職務の特殊性に基づき、本給の調整額を支給する。

- 2 本給の調整額は、別表第2-1の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員に対して当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第2-2に掲げる調整基本額（その額が本給月額 $\frac{100}{100}$ の4.5を超えるときは、本給月額 $\frac{100}{100}$ の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第2-1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額 $\frac{100}{100}$ の25を超えるときは、本給月額 $\frac{100}{100}$ の25に相当する額とする。

- 3 前項の規定により、本給の調整額を支給する職員の範囲、支給額その他本給の調整額の支給について必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

第23条 管理又は監督の地位にある職員のうち別表第3-1に定める役職名欄に掲げる役職を占める職員に対し、管理職手当を支給する。

- 2 管理職手当は、前項に定める職員に適用される本給表、職務の級及び区分に応じ別表第3-2の管理職手当額欄に定める額を支給する。
- 3 前項に規定する管理職手当の月額は、労基法第37条第4項に規定する割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 第1項に規定する管理職手当について必要な事項は、別に定める。

(教職調整額)

第 24 条 附属学校に勤務する教員であつて教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける者で、その属する職務の級が特 2 級及び 2 級である者に対し、義務教育諸学校等の教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、その者の本給月額の 100 分の 4 に相当する額を教職調整額として支給する。

2 前項に規定する月額は、労基法第 37 条第 4 項に規定する割増賃金相当額を含むものとする。

3 第 46 条の規定により本給月額の半額が減ぜられた場合における教職調整額の額は、当該半減後の本給月額を基礎として算出した額とする。

4 第 1 項の規定により支給する教職調整額について必要な事項は、別に定める。

（初任給調整手当）

第 25 条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員（教育職本給表（一）の適用を受ける教員であつて、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、月額 51,600 円を超えない範囲内の額を採用の日から 35 年以内の期間初任給調整手当として支給する。

2 前項の手当の額は、採用の日以後の期間により、別表第 4 に定める額とする。

3 第 1 項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

4 前 3 項の規定により支給する初任給調整手当について必要な事項は、別に定める。

（扶養手当）

第 26 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級以上であるもの（以下「一般職（一）9 級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 削除

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

- (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1 人につき 13,000 円、扶養親族たる父母等については 1 人につき 6,500 円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの、教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの及び医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「一般職（一）8 級職員等」という。）にあっては、3,500 円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9 級以上職員から一般職（一）9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一）9 級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9 級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一）9 級以上職員から一般職（一）9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9 級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一）9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規

定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職した場合においてはそれぞれその者が退職した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事項の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）9級以上職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）8級職員等が一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）9級以上職員以外のものが一般職（一）9級以上職員となった場合

- (6) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員以外のものが一般職（一）8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

8 前7項の規定により支給する扶養手当について必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第27条 他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（同機構就業規則に規定する教育職職員に限る。）及び独立行政法人大学入試センター（以下「他の国立大学法人等」という。）の職員又は学長の要請に応じ国若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（他の国立大学法人等を除く。）に使用される者（以下「一般職給与適用職員等」という。）であった者が、別に定める支給地域に所在する勤務場所から、引き続き本学の職員に採用された場合（本学に採用等になる日の前日に勤務していた勤務場所に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）又はこれに準ずる場合には、その地域に応じて、採用の日又は地域手当の支給要件を満たした日から1年を経過するまでの間は、本給、本給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、別に定める支給地域に応じた割合（ただし、本学に採用等になる日の前日に他の国立大学法人等の職員又は一般職給与適用職員等として支給されていた地域手当に相当する手当におけるその地域に応じた割合が別に定める支給地域に応じた割合と異なる場合は、その割合と比較していずれか低い割合とする。）を乗じて得た額を地域手当として支給し、2年を経過するまでの間は、当該地域手当の100分の80の割合を乗じて得た額を地域手当として支給し、3年を経過するまでの間は、当該地域手当の100分の60の割合を乗じて得た額を地域手当として支給する。

2 前項に該当する者のうち、採用前の支給地域に所在する勤務場所で、当該手当に相当する手当が支給されていない場合は、地域手当を支給しない。

3 第1項の規定により支給する地域手当について必要な事項は、別に定める。

(広域異動手当)

第27条の2 職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定めるところにより算定した事業場間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事業場との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、本給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき、又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以降は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときに

あつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は、当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 一般職給与適用職員等の職員であつた者から引き続き本学職員となつた者又は異動等に準ずるものとして学長が別に定める者で、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、第2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第27条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第28条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
 - (2) 第30条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000

円) を 11,000 円に加算した額

- (2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額 (その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前 2 項の規定により支給する住居手当について必要な事項は、別に定める。
(通勤手当)

第 29 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路 (以下「交通機関等」という。) を利用してその運賃又は料金 (以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする職員 (交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの (以下「自動車等」という。) を使用することを常例とする職員 (自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 (交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に定めるところにより算出したその者の 1 月の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」という。) とする。(運賃相当額が 55,000 円を超えるときは、55,000 円)
 - イ 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する職員 発行されている定期券の最長通用期間 (6 箇月を限度とする。) に相当する価額を最長通用期間で除して得た運賃等相当額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)
 - ロ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機

関等を利用する職員 当該回数乗車券の通勤 21 回分（交替制勤務に従事する職員等
にあつては、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等相当額

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 キロメ
ートル未満である職員 2,000 円

ロ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,200 円

ハ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7,100 円

ニ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10,000 円

ホ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 12,900 円

ヘ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 15,800 円

ト 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 18,700 円

チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 21,600 円

リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,400 円

ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,200 円

ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 28,000 円

ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29,800 円

ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が
55,000 円を超えるときは、55,000 円）

3 一般職給与適用職員等であつた者から引き続き本学職員となつた者で別に定めるもの
のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相
当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行
列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が別に定める基準に照らして通勤
事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特
別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相
当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の
月額、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の 1 月の通勤
に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額（その額が 20,000 円を超えるときは、
20,000 円）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前 3 項の規定により支給する通勤手当について必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第30条 事業場を異にする異動をした者、勤務する事業場の移転のあった者又は一般職給与適用職員等の職員であった者から引き続き本学職員となった者で、これに伴い住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、支給しない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通機関が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離に応じて別表第5に定める額)とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項の規定により支給する単身赴任手当について必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第31条 著しく危険又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に必要な事項は別に定める。

(診療貢献手当)

第31条の2 医学部附属病院において診療又は病理診断に従事する職員のうち、良好な病院収益の確保に貢献したと学長が認めた者に、診療貢献手当を支給する。

- 2 前項の規定により支給する診療貢献手当について必要な事項は、別に定める。

(共同研究業績手当)

第31条の3 共同研究業績手当は、高知大学における共同研究に係る「研究担当者の人件費」取扱要領第5条(同取扱要領第6条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、配分申出書を提出した研究担当者である職員のうち、配分方法として給与による配分を選択した職員に、当該共同研究経費の入金が確認されたときに支給する。

2 共同研究業績手当の額は、提出された配分申出書の「配分方法・配分額」欄に給与としての配分額として記載された額とする。

3 共同研究業績手当が支払われた後、高知大学共同研究取扱規則第 11 条又は第 12 条の規定により、当該共同研究の共同研究経費の変更が生じる場合で、「研究担当者の人件費」の減額が生じたときは、減額相当額に関し、当該共同研究業績手当の全額又は一部を返納させることができる。

(幼児教育・看護業務等手当)

第 31 条の 4 幼児教育・看護業務等手当は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 教育学部附属幼稚園の副園長、教諭及び養護教諭 月額 9,000 円

(2) 医学部附属病院の看護師、助産師、准看護師及び看護助手（ただし、看護助手については、新たに職員となった者で看護師国家試験又は助産師国家試験に合格しており、免許証交付後に看護師又は助産師に配置換予定の者に限る。） 月額 12,000 円

(3) 医学部附属病院の看護助手（ただし、前号に規定する看護助手を除く。） 月額 6,000 円

(研究代表者等特別手当)

第 31 条の 5 研究代表者等特別手当は、高知大学研究代表者等人件費制度実施要領（以下この条において「実施要領」という。）第 8 条の規定に基づき、高知大学研究代表者等人件費制度適用申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出し学長の承認を得た研究代表者及び研究分担者である職員（配分方法として給与による配分を選択した者に限る。）のうち、当該申請に係る競争的研究費を獲得した職員に支給する。

2 研究代表者等特別手当は、一の年度（毎年 4 月から翌年 3 月までをいう。）における分を当該年度の 3 月の本給の支給日に支給する。ただし、前項に規定する者が、一の年度の途中で退職又は解雇された場合は、翌月の本給の支給日に支給する。

3 研究代表者等特別手当の額は、提出された申請書の「教員研究経費又は給与としての配分希望額」欄に給与としての配分額として記載された額とする。

4 研究代表者等特別手当が支払われた後、当該研究の競争的研究費の変更が生じる場合で、「研究担当者の人件費」の減額が生じたときは、減額相当額に関し、当該研究代表者等特別手当の全額又は一部を返納させることができる。

(クロスアポイントメント手当)

第 31 条の 6 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人高知大学クロスアポイントメント制度に関する規則に基づき、本学の身分を保有したまま本学以外の機関（以下「相手方機関」という。）の職員として雇用され、本学及び当該相手方機関の業務を行う者に対して、本学と当該相手方機関の協議により、支給することができる。

2 クロスアポイントメント手当は、次の計算式により得られた額（その額に、100 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）をその月額とし、クロスアポイントメント制度の適用期間において、本給の支給日に支給する。

（本学での月額の給与額（クロスアポイントメント制度適用開始時における、本給、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当及び広域異動手当の月額の合計額をいう。以下この項において同じ。）×本学での業務従事割合）＋（相手方機関での月額の給与額（職員が本学の身分を有することなく相手方機関の職員として雇用されたと仮定した場合の月額の給与額をいう。）×相手方機関での業務従事割合）－本学での月額の給与額

3 第 1 項の協議において、相手方機関が特に支給することを申し出て、かつ、その必要経費を負担する場合は、前項の規定によらず、相手方機関が当該機関における貢献度等を勘案して算出した額を、クロスアポイントメント手当として、本学の本給の支給日又は賞与の支給日に支給することができる。

（高度専門職手当）

第 31 条の 7 高度専門職手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる教育研究に関する特に高度の専門的な知識又は技術を要する高度専門職の職務を命じられた者に、当該各号に掲げる額を支給する。

(1) アドミッションオフィサー 29,600 円

（義務教育等教員特別手当）

第 32 条 附属学校に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、職務の級及び号俸の別に応じて、別表 6 に定める。

3 第 1 項において「教員」とは、副校長、副園長、主幹教諭、教諭及び養護教諭をいう。

4 第 2 項に規定する月額は、第 33 条に規定する超過勤務手当及び第 34 条に規定する休日給を含むものとする。

（超過勤務手当）

第 33 条 就業規則第 34 条第 1 項に規定する所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜ

られた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条(勤務1時間当たりの給与額の算出)に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。)である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項に規定する所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第34条 就業規則第40条に規定する休日(就業規則第41条により振り替えられた休日を含む。)において、勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が前条に定める勤務を含めて60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の150、また、これらの勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を休日給として支給する。

- 2 前項の規定により支給される休日給について必要な事項は別に定める。

(併給調整)

第34条の2 附属学校に勤務する教員に対して、第33条に規定する超過勤務手当又は第34条に規定する休日給を支給する場合にあっては、次の各号により併給調整する。

- (1) 第33条の規定により支給される1月あたりの額及び第34条の規定により支給される1月あたりの額の合計額(以下「超過勤務手当等月額」という。)が、その者に支給される教職調整額と義務教育等教員特別手当の月額合計額以下の場合 超過勤務手当等月額は支給しない。
- (2) 超過勤務手当等月額が、その者に支給される教職調整額と義務教育等教員特別手当の月額合計額を超える場合 超過勤務手当等月額からその者に支給される教職調整額と義務教育等教員特別手当の月額合計額を控除して得た額を超過勤務手当等月額として支給する。

(夜勤手当)

第 35 条 夜勤手当は、所定勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員に支給する。夜勤手当の額は、深夜の勤務 1 時間につき、第 11 条（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を乗じた額とする。

(宿日直手当)

第 36 条 就業規則第 39 条第 1 項に規定する宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 農林海洋科学部における宿直勤務 4,400 円
- (2) 病院における宿日直勤務 5,600 円（医療従事者による宿日直）
- (3) 医師又は歯科医師の宿日直勤務 12,000 円

2 前項の勤務には、第 33 条から第 35 条までの勤務は含まれないものとし、宿日直勤務中に当該勤務を行った場合は、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第 37 条 第 23 条第 1 項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第 40 条及び第 41 条の規定に基づく休日（次項において「休日」という。）に勤務した場合は、当該職員には、別表第 7-1 に定める管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、別表第 7-2 に定める管理職員特別勤務手当を支給する。

3 次に掲げる場合には、前項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした前項の勤務は、第 1 項の勤務とみなす。

- (1) 第 1 項の勤務をした後、引き続いて前項の勤務をした場合
- (2) 前項の勤務をした後、引き続いて第 1 項の勤務をした場合

4 前項の規定により支給される管理職員特別勤務手当について必要な事項は、別に定める。

(職務付加手当)

第 38 条 職務付加手当は、著しく負担のかかる職務を付加された職員に対し、その付加された職務に応じて支給する。

2 職務付加手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。
ただし、月の全日数にわたって勤務しない職員には支給しない。

- (1) 理事特別補佐 20,000 円
- (2) 産業医 10,000 円
- (3) 衛生管理者・衛生工学衛生管理者 3,000 円（専任を除く。）
- (4) 放射線取扱主任者 3,000 円
- (5) 電気主任技術者 5,000 円
- (6) 特定放射性同位元素防護管理者 3,000 円

3 職員が前項に掲げる職務を付加されることとなった場合には、その付加された日の属する翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給する。

4 職員が第2項に掲げる職務を付加されなくなった場合には、その付加されなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。

第3節 賞与

(期末手当)

第39条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第6条で定める日（次条及び第41条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に就業規則第17条に規定する退職をした職員（第45条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（別に定める職員を除く。第42条において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上 6月未満	100分の80
3月以上	100分の60

5月未満	
3月未満	100分の30

- 3 前項に規定する期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（就業規則第17条に規定する退職をした職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき本給、本給の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各本給表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給、本給の調整額、教職調整額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に本給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 前4項の規定により支給する期末手当について必要な事項は、別に定める。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第65条第6号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第21条の規定により当然解雇された職員
- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第41条 支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退

職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第 42 条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の勤務成績(学長が別に定めるものは、直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 月以内の期間における勤務の状況)に応じて、それぞれ第 6 条に定める日に支給する。これらの基準日前 1 月以内に就業規則第 17 条に規定する退職をした職員(第 45 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(就業規則第 17 条に規定する退職をした職員にあっては、退職をした日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、それぞれ 100 分の 105(特定幹部職員にあっては、100 分の 125)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき本給、本給の調整額、教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第 39 条第 4 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項」とあるのは、「第 42 条(勤勉手当)第 3 項」と読み替えるものとする。

5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 39 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 42 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日(第 42 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

6 前 4 項の規定により支給する勤勉手当について必要な事項は、別に定める。

第 43 条 削除

第 3 章 給与の特例

(特定の職員についての適用除外)

第 44 条 第 33 条から第 35 条までの規定は、管理職手当の支給を受ける者には適用しない。

(休職者の給与)

第 45 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第 76 条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による補償等（以下「労災補償等」という。）を受ける場合にあつては、当該労災補償等の額に相当する額を控除した額）を支給する。

2 職員（附属学校教員を除く。）が結核性疾患にかかり就業規則第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに本給、本給の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、幼児教育・看護業務等手当、高度専門職手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給し、附属学校教員が結核性疾患にかかり就業規則第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給与の全額を支給する。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により就業規則第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに本給、本給の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、幼児教育・看護業務等手当、高度専門職手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 職員が就業規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、本給の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、幼児教育・看護業務等手当及び高度専門職手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第 13 条第 1 項第 3 号、第 5 号及び第 7 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、本給の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、幼児教育・看護業務等手当、高度専門職手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70（第 5 号の休職の場合、職員が業務上の災害若しくは通勤上の災害を受けたと認められる場合は、100 分の 100 以内）以内を支給することができる。

6 就業規則第 13 条の規定により休職にされた職員には、前 5 項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第39条第1項に規定する基準日前1月以内に就業規則第17条に規定する退職をしたときは、同項の規定により別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第40条及び第41条の規定を準用する。この場合において、第40条中「前条第1項」とあるのは、「第45条第7項」と読み替えるものとする。

(本給の半減)

第46条 第47条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給、本給の調整額の半額を減ずる。

(給与の減額)

第47条 職員が勤務しないときは、休日である場合、就業規則第45条に規定する休暇による場合（別に定める復帰支援期間中の病気休暇を除く。）、就業規則第29条の規定により業務の遂行を免除された場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり療養のための就業規則第49条に規定する病気休暇の期間につき労災補償等を受ける場合にあっては、当該期間につき支給される給与額から当該労災補償等を受ける額に相当する額を控除した額を支給する。

(育児休業中の給与)

第48条 国立大学法人高知大学職員育児休業等に関する規則（この条において「育児休業規則」という。）に規定する育児休業の適用を受けている職員（この条において「育児休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）があ

る場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 3 第42条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
- 5 職員が、育児休業規則第19条第1項に規定する部分休業の適用を受けて勤務しない場合には、前条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(介護休業中の給与)

第49条 国立大学法人高知大学介護休業等に関する規則(この条において「介護休業規則」という。)第4条に規定する介護休業の適用を受けている職員(この条において「介護休業職員」という。)には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第42条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 介護休業職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、本給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。
- 5 職員が、介護休業規則第19条第1項に規定する部分休業の適用を受けて勤務しない場合には、第47条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第4章 補則

(給与簿)

第50条 学長は、職員に対して給与の支払いをなす場合は、受給者に対し給与簿を作成するものとする。

- 2 給与簿は、いつでも検査し得るようにしておかなければならない。

3 前2項に定めるものを除いては、給与簿に関し必要な事項は、別に定める。

(社会情勢等の反映)

第51条 学長は、社会情勢及び経済的諸要素の変化を考慮して、この規則並びに給与制度の改正について、定期的に検討を行うものとする。

(実施に関し必要な事項)

第52条 この規則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(この規則により難い場合の措置)

第53条 特別の事情により、この規則によることが出来ない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(本給表及び本給月額)

第2条 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により、本学職員となる者(以下「承継職員」という。)の級、号俸及び次期昇給期については、この規則の施行日(以下「施行日」という。)において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受けることとした場合に得られる級、号俸及び次期昇給期とする。この場合において、当該職員に適用される本給表は、次の表により読み替えるものとする。

読み替えられる給与法の俸給表	読み替える本学の本給表
行政職俸給表(一)	一般職本給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職本給表(二)
教育職俸給表(一)	教育職本給表(一)
教育職俸給表(二)	教育職本給表(二)
教育職俸給表(三)	教育職本給表(三)
医療職俸給表(一)	医療職本給表(一)
医療職俸給表(二)	医療職本給表(二)
医療職俸給表(三)	医療職本給表(三)
指定職俸給表	指定職本給表

(昇給停止に関する経過措置)

第3条 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第19条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

（調整手当の異動保障）

第4条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日における異動保障の支給については、第27条の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第114号）に基づく経過措置に準ずるものとする。

（扶養手当等）

第5条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第26条に規定する扶養手当、第28条に規定する住居手当、第29条に規定する通勤手当及び第30条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のおりとする。

2 承継職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、施行日の前日に認定されていた届出をもって、この規則による届出があったものとみなす。

（退職者の給与）

第6条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する退職者の給与の適用を受けていた職員の施行日における第45条に規定する退職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。

（育児休業等の給与）

第7条 承継職員のうち、施行日の前日において国家公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第48条に規定する育児休業等職員の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。

（指定職本給表の適用）

第8条 指定職本給表の適用は、施行日の前日から引き続いて、指定職を適用されている学部長限りとする。ただし、指定職適用中の指定替は行わない。

(其他国家公務員準拠)

第9条 その他この規則に定めのない事項については、当分の間、国家公務員の例に準ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(第23条第1項関係別表3の適用)

第2条 第23条第1項関係別表3の事務局の課長のうち、施行日の前日に総務課長及び会計課長である者が、引き続き本学の課長の職である場合の同表の適用については、同表中「6種」とあるのは「4種」とする。

附 則

この規則は、平成17年5月25日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(職務の級における最高号俸を超える本給月額を受ける職員の本給月額)

第2条 施行日の前日において、別表第1-1から別表第1-8までの本給表に定める職務の級における最高号俸を超える本給月額(別表1-4の備考(2)又は別表1-5の備考(2)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の本給月額。以下この項において同じ。)を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 本給月額 次の式により算出した額

$$\frac{\begin{array}{l} \text{施行日におけるその者の} \\ \text{属する職務の級における} \\ \text{最高の号俸とその1号俸} \\ \text{下位の号俸との差額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{その者の施行日の前日} \\ \text{における本給月額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{施行日の前日におけるその者の属する} \\ \text{職務の級における最高の号俸の額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸} \\ \text{とその1号俸下位の号俸との差額} \end{array}}$$

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- (2) 前号に規定する本給月額を受ける期間に通算されることとなる期間 その者の施行日の前日における本給月額を受けていた期間
(特例一時金)

第3条 平成17年度に限り、特例措置として、平成17年12月期の勤勉手当又は期末特別手当の支給を受け、引き続き本学の職員であり、平成18年1月1日（以下「特例一時金基準日」という。）に在職する者のうち、特例一時金基準日に次に掲げる者以外の者に対し、平成18年1月の本給支給日に、特例一時金を支給する。

- (1) 休職者（第45条第1項及び第2項（附属学校教員に限る。）の規定の適用を受ける休職を除く。）。ただし、平成17年12月期の期末特別手当の支給を受けた者については、無給の休職者（就業規則第13条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）及び刑事休職者（就業規則第13条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）以外の休職を除く。

- (2) 停職者（就業規則第65条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。）

- 2 特例一時金の額は、特例一時金基礎額に、0.0125を乗じて得た額とする。
- 3 勤勉手当の支給対象となる者の前項の特例一時金基礎額は、特例一時金基準日において職員が受けるべき本給、本給の調整額及び教職調整額の月額及びこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。なお、特例一時金基準日に第46条に規定する本給の半額が減ぜられている場合の算定は、勤勉手当に準じるものとする。
- 4 第39条第5項の規定は前項の特例一時金基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「附則第3条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 期末特別手当の支給対象となる者の第2項の特例一時金基礎額は、特例一時金基準日において職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（国立大学法人高知大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当細則第28条に規定する職員以外の職員にあっては、その額に本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。なお、特例一時金基準日に第45条に規定する休職者の給与を受けている場合及び第46条に規定する本給の半額が減ぜられている場合の算定は、期末特別手当に準じるものとする。
- 6 第40条及び第41条の規定は、第1項の特例一時金の支給について準用する。この場

合において、第40条中「前条第1項」とあるのは「附則第3条第1項」と、「基準日から」とあるのは、「特例一時金基準日（附則第3条第1項に規定する特例一時金基準日をいう。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（附則第3条第1項に規定する日をいう。）」と、第41条中「支給日」とあるのは「支給日（附則第3条第1項に規定する日をいう。）」と、「基準日から」とあるのは、「特例一時金基準日（附則第3条第1項に規定する特例一時金基準日をいう。）から」と読み替えるものとする。

（端数処理）

第4条 特例一時金基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下本条及び次条において「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号俸の切替）

第3条 切替日の前日において国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）別表第1-1から別表第1-8までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（次に掲げる職員は、それぞれ当該各号に掲げる期間。以下本条において「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

- (1) 切替日前において特別昇給以外の事由により職員給与規則の改正がないものとした場合において旧号俸等からの昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員（第4号及び第5号に掲げる職員を除く。）旧号俸等を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
- (2) 切替日前において特別昇給をした職員のうち、職員給与規則の改正がないものとした場合における特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が切替日以降となる職員（第4

号及び第5号に掲げる職員を除く。) 旧号俸等を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間(旧号俸等を受けたとみなす日が切替日以後となる職員にあつては、0)

(3) 職員給与規則の改正がないものとした場合における切替日以降の最初の昇給について、切替日前において昇給延伸の事由に該当した職員(次号及び第5号に掲げる職員を除く。) 切替日以降良好な成績で勤務したものとした場合の旧号俸等を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間

(4) 切替日の前日において次に掲げる職員であつた者 0

イ 職員就業規則第13条の規定により休職にされていた職員

ロ 育児休業規則第3条の規定により育児休業をしていた職員

ハ 介護休業規則第4条の規定により介護休業をしていた職員

(5) 前号イからハマまでに掲げる職員又は職員就業規則第49条に規定する病気休暇のため引き続き勤務しない職員となった後、切替日前に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った者で、切替日の前日において、国立大学法人高知大学初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則(以下「昇給等基準細則」という。)の一部を改正する規則(平成17年規則第588号)による改正前の昇給等基準細則第40条の規定による調整を行う際に準用する、給実甲第192号(復職時等における俸給月額調整等の運用について)第一の第1項第1号に定める調整の時期に達していなかったもの 特定起算日(職員給与規則の改正がないものとした場合におけるその者の当該調整の時期から旧号俸等からの昇給に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日をいう。)から切替日の前日までの期間に相当する期間

(6) 職員給与規則の改正がないものとした場合において、改正前の職員給与規則第19条第3項の規定により切替日以降の昇給がないこととなる職員(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成10年法律第120号)附則第12項又は第13項の規定による昇給があることとなる職員及び前2号に掲げる職員を除く。)

(職員が受けていた号俸等の基礎)

第4条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は本給月額は、改正前の職員給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(本給の切替に伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員のうち次に掲げる者以外の者には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則第18条の2に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員
- (5) 切替日以降に本条の規定により本給を支給される職員でなくなった職員

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、次に掲げるところにより、前項の規定に準じて、本給を支給する。

- (1) 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次のイからニまでに掲げる場合に該当することとなった職員（イからニまでの2以上に該当することとなった職員（次号において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける本給月額がイからニまでの区分に応じ、イからニまでに定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を支給する。

イ 本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に改正前の昇給等基準細則第23条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

ロ 基準級より下位の職務の級に降格をした場合 切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が附則別表1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級）に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の昇給等基準細

則第 22 条の規定の例により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

ハ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の昇給等基準細則第 40 条又は改正前の職員給与規則第 48 条第 4 項若しくは第 49 条第 4 項の規定の例により同日において受けることとなる本給月額に相当する額

ニ 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

① 育児短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額に、当該職員の 1 週間当たりの勤務時間を 38.75 で除して得た数を乗じて得た額

② ①に掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額

(2) 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける本給月額が次に掲げる額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を本給として支給する。

その者が該当することとなったこの条の第 2 項第 1 号イからニまでに掲げる場合に、切替日の前日に順次該当することとなったものとした場合においてその例によることとされている規定の例により同日に受けることとなる本給月額に相当する額

3 切替日以降に、職員給与規則第 27 条に規定する他の国立大学法人等の職員及び一般職給与適用職員であったものから人事交流により引き続き新たに本給表の適用を受ける職員となった者（以下「人事交流等職員」という。）について、前 2 項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、前 2 項に準じて本給を支給する。

(1) 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前項第 1 号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける本給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる本給月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を本給として支給する。

(2) 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に、前項第 1 号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして前項 1 号

又は2号の規定を適用したとしたならば支給されることとなる前項の規定による本給に相当する額を支給する。

第6条 前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第22条、第23条、第24条及び第39条第4項（給与規則第42条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、給与規則第22条中「本給月額 100 分の 25 」とあるのは「本給月額と国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第587号）附則第5条の規定による本給の額との合計額の 100 分の 25 」と、第23条、第24条及び第39条第4項中「本給月額」とあるのは「本給月額と国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第587号）附則第5条の規定による本給の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における給与規則の適用に関する特例）

第7条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規則の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第19条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

（本給の調整額の経過措置）

第8条 職員給与規則第22条の規定により本給の調整を行う職員（事項において「本給の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の規則の規定による本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を本給の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100 分の 100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100 分の 75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100 分の 50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100 分の 25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き本給の調整額適用職員（第3号に該当する職員を除く。）である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに本給の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに本給の調整額適用職員になったとした場合に改正前の職員給与規則及びこれに基づく細則等の規定により同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号俸を基礎としてこの規則による改正前の職員給与規則（次号において「改正前の規則」という。）第22条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに本給の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに本給の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号俸を基礎として改正前の規則第22条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- イ 本給表の適用を異にする異動をした場合
- ロ 第5条第2項第1号イからニまでに掲げる場合に該当することとなった職員
- (4) 施行日以後に、人事交流等職員となった職員 当該職員が施行日の前日に本給表の適用を受ける職員であつたものとみなして前3号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

（育児短時間勤務中の本給の調整額の経過措置）

第9条 育児短時間勤務中の本給の調整額について、第8条第1項の「乗じて得た額」を「乗じて得た額（育児短時間勤務をしている職員にあつては、その額にその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額）」に読み替えて適用する。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2条関係）

本給表	旧級	新級
一般職本給表 (一)	1級	1級
	2級	

	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
一般職本給表 (二)	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

附則別表第2 (附則第3条関係)

イ 一般職本給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25

13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				

25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							
梓外 1	3月未滿	40			85	109	89	77	69	53	37
	3月以上6月未滿	40			85	110	90	78	70	54	38
	6月以上9月未滿	40			86	111	91	79	71	55	39
	9月以上12月未滿	40			86	112	92	80	72	56	40
	12月以上	41			87	113	93	81	73	57	41
梓外 2	3月未滿	41			87			81	73	57	41
	3月以上6月未滿	41			87			82	74	58	42
	6月以上9月未滿	41			88			83	75	59	43
	9月以上12月未滿	42			88			84	76	60	44
	12月以上	42			89			85	77	61	45
梓外 3	3月未滿	42			89						
	3月以上6月未滿	42			90						
	6月以上9月未滿	43			91						
	9月以上12月未滿	43			92						
	12月以上	43			93						
梓外 4	3月未滿	43			93						
	3月以上6月未滿	44			94						
	6月以上9月未滿	44			95						
	9月以上12月未滿	44			96						
	12月以上	45			97						

粹外 5	3月未満	45		97						
	3月以上6月未満	45		98						
	6月以上9月未満	45		99						
	9月以上12月未満	46		100						
	12月以上	46		101						
粹外 6	3月未満	46		101						
	3月以上6月未満	46		102						
	6月以上9月未満	47		103						
	9月以上12月未満	47		104						
	12月以上	47		105						
粹外 7	3月未満	47		105						
	3月以上6月未満	48		106						
	6月以上9月未満	48		107						
	9月以上12月未満	48		108						
	12月以上	49		109						
粹外 8	3月未満	49		109						
	3月以上6月未満	49		109						
	6月以上9月未満	49		110						
	9月以上12月未満	50		110						
	12月以上	50		111						
粹外 9	3月未満	50		111						
	3月以上6月未満	50		111						
	6月以上9月未満	51		112						
	9月以上12月未満	51		112						
	12月以上	51		113						

ロ 一般職本給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25

12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69

24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上6月未滿		126				
	6月以上9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				
粹外1	3月未滿		129	97	129	93	
	3月以上6月未滿		130	98	130	94	
	6月以上9月未滿		131	99	131	95	
	9月以上12月未滿		132	100	132	96	
	12月以上		133	101	133	97	
粹外2	3月未滿		133	101		97	
	3月以上6月未滿		134	102		98	
	6月以上9月未滿		135	103		99	
	9月以上12月未滿		136	104		100	
	12月以上		137	105		101	

粹外 3	3月未滿			105			
	3月以上 6月未滿			106			
	6月以上 9月未滿			107			
	9月以上 1 2月未滿			108			
	1 2月以上			109			
粹外 4	3月未滿			109			
	3月以上 6月未滿			109			
	6月以上 9月未滿			110			
	9月以上 1 2月未滿			110			
	1 2月以上			111			
粹外 5	3月未滿			111			
	3月以上 6月未滿			111			
	6月以上 9月未滿			112			
	9月以上 1 2月未滿			112			
	1 2月以上			113			
粹外 6	3月未滿			113			
	3月以上 6月未滿			114			
	6月以上 9月未滿			115			
	9月以上 1 2月未滿			116			
	1 2月以上			117			
粹外 7	3月未滿			117			
	3月以上 6月未滿			118			
	6月以上 9月未滿			119			
	9月以上 1 2月未滿			120			
	1 2月以上			121			
粹外 8	3月未滿			121			
	3月以上 6月未滿			122			
	6月以上 9月未滿			123			
	9月以上 1 2月未滿			124			
	1 2月以上			125			
粹外 9	3月未滿			125			
	3月以上 6月未滿			126			
	6月以上 9月未滿			127			
	9月以上 1 2月未滿			128			
	1 2月以上			129			

ハ 教育職本給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間 \ 旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21

11	3月未滿	37	37	37	29	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	30	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	31	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
12	3月未滿	41	41	41	33	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	35	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未滿	45	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未滿	49	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未滿	53	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	46	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	47	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未滿	57	57	57	49	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	50	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	51	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未滿	61	61	61	53	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	54	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	55	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未滿	65	65	65	57	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	58	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	59	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未滿	69	69	69	61	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	62	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	63	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未滿	73	73	73	65	57
	3月以上6月未滿	74	74	74	66	58
	6月以上9月未滿	75	75	75	67	59
	9月以上12月未滿	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未滿	77	77	77	69	61
	3月以上6月未滿	78	78	78	70	62
	6月以上9月未滿	79	79	79	71	63
	9月以上12月未滿	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65

22	3月未滿	81	81	81	73	65
	3月以上6月未滿	82	82	82	74	66
	6月以上9月未滿	83	83	83	75	67
	9月以上12月未滿	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69
23	3月未滿	85	85	85	77	69
	3月以上6月未滿	86	86	86	78	70
	6月以上9月未滿	87	87	87	79	71
	9月以上12月未滿	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未滿	89	89	89	81	
	3月以上6月未滿	90	90	90	82	
	6月以上9月未滿	91	91	91	83	
	9月以上12月未滿	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未滿	93	93	93	85	
	3月以上6月未滿	94	94	94	86	
	6月以上9月未滿	95	95	95	87	
	9月以上12月未滿	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未滿	97	97	97	89	
	3月以上6月未滿	98	98	98	90	
	6月以上9月未滿	99	99	99	91	
	9月以上12月未滿	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未滿	101	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未滿	105	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未滿	109	109			
	3月以上6月未滿	110	110			
	6月以上9月未滿	111	111			
	9月以上12月未滿	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未滿	113	113			
	3月以上6月未滿	114	114			
	6月以上9月未滿	115	115			
	9月以上12月未滿	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未滿	117	117			
	3月以上6月未滿	118	118			
	6月以上9月未滿	119	119			
	9月以上12月未滿	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未滿	121	121			
	3月以上6月未滿	122	122			
	6月以上9月未滿	123	123			
	9月以上12月未滿	124	124			
	12月以上	125	125			

33	3月未滿	125	125			
	3月以上6月未滿	126	126			
	6月以上9月未滿	127	127			
	9月以上12月未滿	128	128			
	12月以上	129	129			
34	3月未滿	129	129			
	3月以上6月未滿	130	130			
	6月以上9月未滿	131	131			
	9月以上12月未滿	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未滿	133				
	3月以上6月未滿	134				
	6月以上9月未滿	135				
	9月以上12月未滿	136				
	12月以上	137				
36	3月未滿	137				
	3月以上6月未滿	138				
	6月以上9月未滿	139				
	9月以上12月未滿	140				
	12月以上	141				
37	3月未滿	141				
	3月以上6月未滿	142				
	6月以上9月未滿	143				
	9月以上12月未滿	144				
	12月以上	145				
38	3月未滿	145				
	3月以上6月未滿	146				
	6月以上9月未滿	147				
	9月以上12月未滿	148				
	12月以上	149				
梓外1	3月未滿	149	133	109	93	73
	3月以上6月未滿	150	134	110	94	74
	6月以上9月未滿	151	135	111	95	75
	9月以上12月未滿	152	136	112	96	76
	12月以上	153	137	113	97	77
梓外2	3月未滿	153	137	113	97	77
	3月以上6月未滿	154	138	114	98	78
	6月以上9月未滿	155	139	115	99	79
	9月以上12月未滿	156	140	116	100	80
	12月以上	157	141	117	101	81
梓外3	3月未滿	157	141	117	101	81
	3月以上6月未滿	157	141	117	101	81
	6月以上9月未滿	157	141	117	101	81
	9月以上12月未滿	157	141	117	101	81
	12月以上	157	141	117	101	81

ニ 教育職本給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
1	3月未満				1	1
	3月以上6月未満				1	1
	6月以上9月未満				1	1
	9月以上12月未満				1	1
	12月以上				1	1
2	3月未満		1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	1
	12月以上		5	5	1	1
3	3月未満		5	5	1	1
	3月以上6月未満		6	6	1	1
	6月以上9月未満		7	7	1	1
	9月以上12月未満		8	8	1	1
	12月以上		9	9	1	1
4	3月未満		9	9	1	1
	3月以上6月未満		10	10	2	1
	6月以上9月未満		11	11	3	1
	9月以上12月未満		12	12	4	1
	12月以上		13	13	5	1
5	3月未満		13	13	5	1
	3月以上6月未満		14	14	6	1
	6月以上9月未満		15	15	7	1
	9月以上12月未満		16	16	8	1
	12月以上		17	17	9	1
6	3月未満		17	17	9	1
	3月以上6月未満		18	18	10	2
	6月以上9月未満		19	19	11	3
	9月以上12月未満		20	20	12	4
	12月以上		21	21	13	5
7	3月未満		21	21	13	5
	3月以上6月未満		22	22	14	6
	6月以上9月未満		23	23	15	7
	9月以上12月未満		24	24	16	8
	12月以上		25	25	17	9
8	3月未満		25	25	17	9
	3月以上6月未満		26	26	18	10
	6月以上9月未満		27	27	19	11
	9月以上12月未満		28	28	20	12
	12月以上		29	29	21	13
9	3月未満		29	29	21	13
	3月以上6月未満		30	30	22	14
	6月以上9月未満		31	31	23	15
	9月以上12月未満		32	32	24	16
	12月以上		33	33	25	17
10	3月未満		33	33	25	17
	3月以上6月未満		34	34	26	18
	6月以上9月未満		35	35	27	19
	9月以上12月未満		36	36	28	20
	12月以上		37	37	29	21

11	3月未滿	37	37	29	21
	3月以上6月未滿	38	38	30	22
	6月以上9月未滿	39	39	31	23
	9月以上12月未滿	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未滿	41	41	33	25
	3月以上6月未滿	42	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	43	35	27
	9月以上12月未滿	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未滿	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未滿	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未滿	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	46	37
	6月以上9月未滿	55	55	47	37
	9月以上12月未滿	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未滿	57	57	49	
	3月以上6月未滿	58	58	50	
	6月以上9月未滿	59	59	51	
	9月以上12月未滿	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未滿	61	61	53	
	3月以上6月未滿	62	62	54	
	6月以上9月未滿	63	63	55	
	9月以上12月未滿	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未滿	65	65	57	
	3月以上6月未滿	66	66	58	
	6月以上9月未滿	67	67	59	
	9月以上12月未滿	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未滿	69	69	61	
	3月以上6月未滿	70	70	62	
	6月以上9月未滿	71	71	63	
	9月以上12月未滿	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未滿	73	73	65	
	3月以上6月未滿	74	74	66	
	6月以上9月未滿	75	75	67	
	9月以上12月未滿	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未滿	77	77	69	
	3月以上6月未滿	78	78	70	
	6月以上9月未滿	79	79	71	
	9月以上12月未滿	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	

22	3月未滿	81	81	73	
	3月以上6月未滿	82	82	74	
	6月以上9月未滿	83	83	75	
	9月以上12月未滿	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未滿	85	85	77	
	3月以上6月未滿	86	86	77	
	6月以上9月未滿	87	87	77	
	9月以上12月未滿	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未滿	89	89		
	3月以上6月未滿	90	90		
	6月以上9月未滿	91	91		
	9月以上12月未滿	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未滿	93	93		
	3月以上6月未滿	94	94		
	6月以上9月未滿	95	95		
	9月以上12月未滿	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未滿	97	97		
	3月以上6月未滿	98	98		
	6月以上9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		

33	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	126	126		
	6月以上9月未滿	127	127		
	9月以上12月未滿	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未滿	129			
	3月以上6月未滿	130			
	6月以上9月未滿	131			
	9月以上12月未滿	132			
	12月以上	133			
35	3月未滿	133			
	3月以上6月未滿	134			
	6月以上9月未滿	135			
	9月以上12月未滿	136			
	12月以上	137			
36	3月未滿	137			
	3月以上6月未滿	138			
	6月以上9月未滿	139			
	9月以上12月未滿	140			
	12月以上	141			
37	3月未滿	141			
	3月以上6月未滿	142			
	6月以上9月未滿	143			
	9月以上12月未滿	144			
	12月以上	145			
38	3月未滿	145			
	3月以上6月未滿	146			
	6月以上9月未滿	147			
	9月以上12月未滿	148			
	12月以上	149			
39	3月未滿	149			
	3月以上6月未滿	150			
	6月以上9月未滿	151			
	9月以上12月未滿	152			
	12月以上	153			
40	3月未滿	153			
	3月以上6月未滿	153			
	6月以上9月未滿	153			
	9月以上12月未滿	153			
	12月以上	153			
粹外 1	3月未滿		129		
	3月以上6月未滿		130		
	6月以上9月未滿		131		
	9月以上12月未滿		132		
	12月以上		133		
粹外 2	3月未滿		133		
	3月以上6月未滿		134		
	6月以上9月未滿		135		
	9月以上12月未滿		136		
	12月以上		137		
粹外 3	3月未滿		137		
	3月以上6月未滿		137		
	6月以上9月未滿		137		
	9月以上12月未滿		137		
	12月以上		137		

ホ 教育職本給表(三)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21

11	3月未滿	37	37	33	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未滿	41	41	37	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未滿	45	45	41	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未滿	49	49	45	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未滿	53	53	49	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	37
	6月以上9月未滿	55	55	51	37
	9月以上12月未滿	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未滿	57	57	53	
	3月以上6月未滿	58	58	54	
	6月以上9月未滿	59	59	55	
	9月以上12月未滿	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未滿	61	61	57	
	3月以上6月未滿	62	62	58	
	6月以上9月未滿	63	63	59	
	9月以上12月未滿	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未滿	65	65	61	
	3月以上6月未滿	66	66	62	
	6月以上9月未滿	67	67	63	
	9月以上12月未滿	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未滿	69	69	65	
	3月以上6月未滿	70	70	66	
	6月以上9月未滿	71	71	67	
	9月以上12月未滿	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未滿	73	73	69	
	3月以上6月未滿	74	74	70	
	6月以上9月未滿	75	75	71	
	9月以上12月未滿	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未滿	77	77	73	
	3月以上6月未滿	78	78	74	
	6月以上9月未滿	79	79	75	
	9月以上12月未滿	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	

22	3月未滿	81	81	77	
	3月以上6月未滿	82	82	78	
	6月以上9月未滿	83	83	79	
	9月以上12月未滿	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未滿	85	85	81	
	3月以上6月未滿	86	86	82	
	6月以上9月未滿	87	87	83	
	9月以上12月未滿	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未滿	89	89	85	
	3月以上6月未滿	90	90	86	
	6月以上9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未滿	93	93	89	
	3月以上6月未滿	94	94	90	
	6月以上9月未滿	95	95	91	
	9月以上12月未滿	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未滿	97	97	93	
	3月以上6月未滿	98	98	93	
	6月以上9月未滿	99	99	93	
	9月以上12月未滿	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		

33	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	125	126		
	6月以上9月未滿	125	127		
	9月以上12月未滿	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未滿		129		
	3月以上6月未滿		130		
	6月以上9月未滿		131		
	9月以上12月未滿		132		
	12月以上		133		
35	3月未滿		133		
	3月以上6月未滿		134		
	6月以上9月未滿		135		
	9月以上12月未滿		136		
	12月以上		137		
36	3月未滿		137		
	3月以上6月未滿		138		
	6月以上9月未滿		139		
	9月以上12月未滿		140		
	12月以上		141		
粹外1	3月未滿		141		
	3月以上6月未滿		142		
	6月以上9月未滿		143		
	9月以上12月未滿		144		
	12月以上		145		
粹外2	3月未滿		145		
	3月以上6月未滿		146		
	6月以上9月未滿		147		
	9月以上12月未滿		148		
	12月以上		149		
粹外3	3月未滿		149		
	3月以上6月未滿		149		
	6月以上9月未滿		149		
	9月以上12月未滿		149		
	12月以上		149		

へ 医療職本給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級		
		1級	2級	3級
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1
	12月以上	5	1	1
3	3月未満	5	1	1
	3月以上6月未満	6	2	1
	6月以上9月未満	7	3	1
	9月以上12月未満	8	4	1
	12月以上	9	5	1
4	3月未満	9	5	1
	3月以上6月未満	10	6	1
	6月以上9月未満	11	7	1
	9月以上12月未満	12	8	1
	12月以上	13	9	1
5	3月未満	13	9	1
	3月以上6月未満	14	10	2
	6月以上9月未満	15	11	3
	9月以上12月未満	16	12	4
	12月以上	17	13	5
6	3月未満	17	13	5
	3月以上6月未満	18	14	6
	6月以上9月未満	19	15	7
	9月以上12月未満	20	16	8
	12月以上	21	17	9
7	3月未満	21	17	9
	3月以上6月未満	22	18	10
	6月以上9月未満	23	19	11
	9月以上12月未満	24	20	12
	12月以上	25	21	13
8	3月未満	25	21	13
	3月以上6月未満	26	22	14
	6月以上9月未満	27	23	15
	9月以上12月未満	28	24	16
	12月以上	29	25	17
9	3月未満	29	25	17
	3月以上6月未満	30	26	18
	6月以上9月未満	31	27	19
	9月以上12月未満	32	28	20
	12月以上	33	29	21
10	3月未満	33	29	21
	3月以上6月未満	34	30	22
	6月以上9月未満	35	31	23
	9月以上12月未満	36	32	24
	12月以上	37	33	25
11	3月未満	37	33	25
	3月以上6月未満	38	34	26
	6月以上9月未満	39	35	27
	9月以上12月未満	40	36	28
	12月以上	41	37	29

12	3月未滿	41	37	29
	3月以上6月未滿	42	38	30
	6月以上9月未滿	43	39	31
	9月以上12月未滿	44	40	32
	12月以上	45	41	33
13	3月未滿	45	41	33
	3月以上6月未滿	46	42	34
	6月以上9月未滿	47	43	35
	9月以上12月未滿	48	44	36
	12月以上	49	45	37
14	3月未滿	49	45	37
	3月以上6月未滿	50	46	38
	6月以上9月未滿	51	47	39
	9月以上12月未滿	52	48	40
	12月以上	53	49	41
15	3月未滿	53	49	41
	3月以上6月未滿	54	50	42
	6月以上9月未滿	55	51	43
	9月以上12月未滿	56	52	44
	12月以上	57	53	45
16	3月未滿	57	53	45
	3月以上6月未滿	58	54	46
	6月以上9月未滿	59	55	47
	9月以上12月未滿	60	56	48
	12月以上	61	57	49
17	3月未滿	61	57	49
	3月以上6月未滿	62	58	50
	6月以上9月未滿	63	59	51
	9月以上12月未滿	64	60	52
	12月以上	65	61	53
18	3月未滿	65	61	53
	3月以上6月未滿	65	62	54
	6月以上9月未滿	65	63	55
	9月以上12月未滿	65	64	56
	12月以上	65	65	57
19	3月未滿		65	57
	3月以上6月未滿		66	58
	6月以上9月未滿		67	59
	9月以上12月未滿		68	60
	12月以上		69	61
20	3月未滿		69	61
	3月以上6月未滿		70	62
	6月以上9月未滿		71	63
	9月以上12月未滿		72	64
	12月以上		73	65
21	3月未滿		73	65
	3月以上6月未滿		74	66
	6月以上9月未滿		75	67
	9月以上12月未滿		76	68
	12月以上		77	69
22	3月未滿		77	69
	3月以上6月未滿		78	70
	6月以上9月未滿		79	71
	9月以上12月未滿		80	72
	12月以上		81	73

23	3月未滿		81	73
	3月以上6月未滿		82	74
	6月以上9月未滿		83	75
	9月以上12月未滿		84	76
	12月以上		85	77
24	3月未滿		85	77
	3月以上6月未滿		86	78
	6月以上9月未滿		87	79
	9月以上12月未滿		88	80
	12月以上		89	81
梓外1	3月未滿		89	81
	3月以上6月未滿		90	82
	6月以上9月未滿		91	83
	9月以上12月未滿		92	84
	12月以上		93	85
梓外2	3月未滿		93	85
	3月以上6月未滿		94	86
	6月以上9月未滿		95	87
	9月以上12月未滿		96	88
	12月以上		97	89

ト 医療職本給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満			1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21

12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未満	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未満	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未満	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未満	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未満	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			

23	3月未滿	85	85	85	81	77			
	3月以上6月未滿	85	86	86	82	78			
	6月以上9月未滿	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未滿	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			
24	3月未滿		89	89	85				
	3月以上6月未滿		90	90	86				
	6月以上9月未滿		91	91	87				
	9月以上12月未滿		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未滿		93	93	89				
	3月以上6月未滿		94	94	90				
	6月以上9月未滿		95	95	91				
	9月以上12月未滿		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				
26	3月未滿		97	97	93				
	3月以上6月未滿		98	98	94				
	6月以上9月未滿		99	99	95				
	9月以上12月未滿		100	100	96				
	12月以上		101	101	97				
27	3月未滿		101	101	97				
	3月以上6月未滿		102	102	98				
	6月以上9月未滿		103	103	99				
	9月以上12月未滿		104	104	100				
	12月以上		105	105	101				
28	3月未滿		105	105					
	3月以上6月未滿		105	106					
	6月以上9月未滿		105	107					
	9月以上12月未滿		105	108					
	12月以上		105	109					
29	3月未滿			109					
	3月以上6月未滿			110					
	6月以上9月未滿			111					
	9月以上12月未滿			112					
	12月以上			113					
30	3月未滿			113					
	3月以上6月未滿			113					
	6月以上9月未滿			113					
	9月以上12月未滿			113					
	12月以上			113					
粹外1	3月未滿				101	81		49	
	3月以上6月未滿				102	82		50	
	6月以上9月未滿				103	83		51	
	9月以上12月未滿				104	84		52	
	12月以上				105	85		53	

チ 医療職本給表(三)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21

11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	

22	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未滿	93	93	93	89			
	3月以上6月未滿	94	94	94	90			
	6月以上9月未滿	95	95	95	91			
	9月以上12月未滿	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未滿	97	97	97	93			
	3月以上6月未滿	98	98	98	94			
	6月以上9月未滿	99	99	99	95			
	9月以上12月未滿	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未滿	101	101	101	97			
	3月以上6月未滿	102	102	102	98			
	6月以上9月未滿	103	103	103	99			
	9月以上12月未滿	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未滿	105	105	105	101			
	3月以上6月未滿	106	106	106	102			
	6月以上9月未滿	107	107	107	103			
	9月以上12月未滿	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未滿	109	109	109				
	3月以上6月未滿	110	110	110				
	6月以上9月未滿	111	111	111				
	9月以上12月未滿	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未滿	113	113	113				
	3月以上6月未滿	114	114	114				
	6月以上9月未滿	115	115	115				
	9月以上12月未滿	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未滿	117	117	117				
	3月以上6月未滿	118	118	118				
	6月以上9月未滿	119	119	119				
	9月以上12月未滿	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未滿	121	121					
	3月以上6月未滿	122	122					
	6月以上9月未滿	123	123					
	9月以上12月未滿	124	124					
	12月以上	125	125					

33	3月未満	125	125				
	3月以上6月未満	126	126				
	6月以上9月未満	127	127				
	9月以上12月未満	128	128				
	12月以上	129	129				
34	3月未満	129	129				
	3月以上6月未満	130	130				
	6月以上9月未満	131	131				
	9月以上12月未満	132	132				
	12月以上	133	133				
35	3月未満	133	133				
	3月以上6月未満	134	134				
	6月以上9月未満	135	135				
	9月以上12月未満	136	136				
	12月以上	137	137				
36	3月未満	137	137				
	3月以上6月未満	138	138				
	6月以上9月未満	139	139				
	9月以上12月未満	140	140				
	12月以上	141	141				
37	3月未満	141	141				
	3月以上6月未満	142	142				
	6月以上9月未満	143	143				
	9月以上12月未満	144	144				
	12月以上	145	145				
38	3月未満	145	145				
	3月以上6月未満	146	146				
	6月以上9月未満	147	147				
	9月以上12月未満	148	148				
	12月以上	149	149				
39	3月未満	149					
	3月以上6月未満	150					
	6月以上9月未満	151					
	9月以上12月未満	152					
	12月以上	153					
40	3月未満	153					
	3月以上6月未満	154					
	6月以上9月未満	155					
	9月以上12月未満	156					
	12月以上	157					
41	3月未満	157					
	3月以上6月未満	158					
	6月以上9月未満	159					
	9月以上12月未満	160					
	12月以上	161					
枠外1	3月未満	161	149	121	105	85	
	3月以上6月未満	162	150	122	106	86	
	6月以上9月未満	163	151	123	107	87	
	9月以上12月未満	164	152	124	108	88	
	12月以上	165	153	125	109	89	
枠外2	3月未満	165			109	89	
	3月以上6月未満	166			110	90	
	6月以上9月未満	167			111	91	
	9月以上12月未満	168			112	92	
	12月以上	169			113	93	

附 則

この規則は、平成18年4月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(管理職手当の経過措置)

第 2 条 職員給与規則第 23 条の規定により管理職手当を支給する職員のうち、この規則による改正後の規則の規定による管理職手当額が、経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当額として支給する。

- (1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
- (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
- (3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
- (4) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける職員（以下「同一本給表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員（同日において占めていた新規則別表 3-1 の区分欄に掲げる役職を占める職員であって施行日以後当該役職に相当する役職を占めるものをいう。第 3 号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当額
- (2) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規則別表 3-1 の区分欄に掲げる役職を占める職員となったものをいう。第 4 号において同じ） 同日において占めていた区分より低い区分に相当する新規則別表第 3-1 の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
- (3) 同一本給表適用者であって、施行日の前日に属していた職務より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格した

としたならばその者が受けることとなる管理職手当額

- (4) 同一本給表適用者であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する者のうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、同日において占めていた区分より低い区分に相当する新規則別表第3-1の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
- (5) 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額
- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に職員給与規則第27条に規定する他の国立大学法人等の職員及び一般職給与適用職員であったものから人事交流により引き続き新たに本給表の適用を受ける職員となった者その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして学長が定める職員 前各号の規定に準じて学長が定める額

（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

第3条 平成20年3月31日までの間においては、新規則第27条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第4条 新規則27条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規則の施行日の前日までの間に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以後」とする。

（育児短時間勤務中の管理職手当の経過措置）

第5条 育児短時間勤務中の管理職手当の経過措置について、第2条第1項の「管理職手当額が、経過措置基準額」を「管理職手当額が、経過措置基準額（国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則第18条の2に規定する育児短時間勤務をしている職員にあっては、当該経過措置基準額にその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額）」に読み替えて適用する。

附 則（平成19年12月12日規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年12月12日から施行し、平成19年12月1日に在職する職員に対し、平成19年4月1日から適用する。

(平成 19 年度における勤勉手当の特例)

- 平成 19 年 6 月期においては、改正後の国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「新給与規則」という。）第 42 条第 2 項中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 72.5」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 92.5」とし、平成 19 年 12 月期においては、新給与規則第 42 条第 2 項中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 77.5」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 97.5」とする。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日規則第 90 号）

（施行期日）

- この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置）

- この規則による改正後の国立大学法人高知大学職員給与規則第 48 条第 4 項の規定は、育児休業をした職員がこの規則の施行の日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 6 月 2 日規則第 9 号）

この規則は、平成 20 年 6 月 2 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 91 号）

（施行日）

- この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（主幹教諭の職務付加手当に関する経過措置）

- この規則の施行日前に主幹教諭として在籍している者で特 2 級の本給表を適用した場合に受ける本給月額が、施行日の前日に受けていた本給月額と職務付加手当の合計額に達しないこととなる者には、その差額に相当する額を支給する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 92 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 93 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日規則第 15 号）

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日規則第 39 号）

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日規則第 40 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 12 月期における期末手当及び勤勉手当の特例)

第 2 条 平成 21 年 12 月期においては、第 39 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 125」とし、第 42 条第 2 項中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 95」とする。

(平成 17 年規則第 587 号による本給の切替えに伴う経過措置の適用の改正)

第 3 条 この規則の施行日以降において、国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 17 年規則第 587 号。以下「平成 17 年改正規則」という。）附則第 5 条による本給の切替えに伴う経過措置は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 5 条第 1 項	受けていた本給月額	受けていた本給月額（国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 21 年規則第 40 号）の施行日において同規則附則別表に掲げるもの以外の職員である者にあつては、当該本給月額に相当する額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第 5 条第 2 項第 1 号	イからニまでに定める額に達しないこととなるもの	イからニまでに定める額に達しないこととなるもの（前項第 5 号に掲げる職員（イに掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及びイに掲げる場合に該当することとなった職員であつて切替日の前日に本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が 2 回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にこれらの異動があつたものとした場合）に同項第 5 号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）
第 5 条第 2 項第 1 号イ	（切替日以降にこれらの異動が 2 回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合）に改正前の昇給等基準細則第 23 条から第 27 条までの規定の例により同日において受けることとなる本給月額に相当する額	に改正前の昇給等基準細則第 23 条から第 27 条までの規定の例により同日において受けることとなる本給月額に相当する額（国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 21 年規則第 40 号）の施行日（以下「基準日」という。）において同規則附則別表に掲げるもの以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者（基準日の翌日以降に本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該本給月額に相当する額に 100 分の

		99.76 を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
第5条第2項第1号ロ	本給月額に相当する額	本給月額に相当する額（国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第40号）の施行日において同規則附則別表に掲げるもの以外の職員である者にあつては、当該本給月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
第5条第2項第1号ハ	本給月額に相当する額	本給月額に相当する額（国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第40号）の施行日において同規則附則別表に掲げるもの以外の職員である者にあつては、当該本給月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第5条第2項第1号ニ①	本給月額	本給月額に相当する額（国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第40号）の施行日において同規則附則別表に掲げるもの以外の職員である者にあつては、当該本給月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額）
	乗じて得た額	乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
第5条第2項第1号ニ②	本給月額	本給月額に相当する額（国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第40号）の施行日において同規則附則別表に掲げるもの以外の職員である者にあつては、当該本給月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第5条第3項各号列記以外の部分	前2項	第5条第2項については第5条第2項第1号から第5条第2項第1号ニ②までの項で読み替えて適用する前2項
第5条第3項第1号	本給月額に相当する額	本給月額に相当する額（国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第40号）の施行日（以下「基準日」という。）において同規則附則別表に掲げるもの以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該本給月額に相当する額に

		100 分の 99.76 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
	達しないこととなるもの	達しないこととなるもの（第 1 項第 5 号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）
第 5 条第 3 項第 2 号	前項の規定	第 5 条第 2 項第 1 号から第 5 条第 2 項第 1 号ニ②までの項で読み替えて適用する前項の規定

（平成 17 年規則第 587 号による本給の調整額の経過措置の適用の改正）

第 4 条 この規則の施行日以降において、平成 17 年改正規則附則第 8 条による本給の調整額の経過措置は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 8 条第 2 項第 1 号	調整基本額	調整基本額（国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 21 年規則第 40 号）の施行日において同規則附則別表に掲げるもの以外の職員である者にあつては、当該調整基本額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額）
第 8 条第 2 項第 2 号	調整基本額	調整基本額（国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 21 年規則第 40 号）の施行日において同規則附則別表に掲げるもの以外の職員である者にあつては、当該調整基本額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額）
第 8 条第 2 項第 3 号	同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合	同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合。以下この号において同じ。
	調整基本額	調整基本額（国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 21 年規則第 40 号）の施行日（以下「基準日」という。）において同規則附則別表に掲げるもの以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者（施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。）にあつては、当該調整基本額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額）
第 8 条第 2 項第 4 号	前 3 号の規定を適用	第 8 条第 2 項第 1 号から第 8 条第 2 項第

号	した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額	3号までの項で読み替えて適用する前3号の規定を適用した場合の額
---	-----------------------------	---------------------------------

(平成18年規則第99号による管理職手当の経過措置の適用の改正)

第5条 この規則の施行日以降において、国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成18年規則第99号)附則第2条による管理職手当の経過措置は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第2項第1号	管理職手当額	管理職手当額(国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成21年規則第40号)の施行日において同規則附則別表に掲げるもの以外の職員である者にあつては、当該管理職手当に100分の99.76を乗じて得た額)
第2条第2項第2号	管理職手当額	管理職手当額(国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成21年規則第40号)の施行日において同規則附則別表に掲げるもの以外の職員である者にあつては、当該管理職手当に100分の99.76を乗じて得た額)
第2条第2項第3号	管理職手当額	管理職手当額(国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成21年規則第40号)の施行日において同規則附則別表に掲げるもの以外の職員である者にあつては、当該管理職手当に100分の99.76を乗じて得た額)
第2条第2項第4号	管理職手当額	管理職手当額(国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成21年規則第40号)の施行日において同規則附則別表に掲げるもの以外の職員である者にあつては、当該管理職手当に100分の99.76を乗じて得た額)
第2条第2項第5号	施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額	施行日の前日に当該異動をしたものとして第2条第2項第1号から第2条第2項第4号までの項で読み替えて適用する前各号の規定によるものとした場合の額

附則別表

本給表	職務の級	号 俸
一般職本給表(一)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職本給表(二)	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

教育職本給表（一）	1 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 2 号俸まで
教育職本給表（二）	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
教育職本給表（三）	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療職本給表（二）	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療職本給表（三）	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 97 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 98 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 28 日規則第 27 号）

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 22 日規則第 42 号）（改正 平成 30 年 1 月 18 日規則第 37 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 12 月期における期末手当及び勤勉手当の特例）

第 2 条 平成 22 年 12 月期においては、第 39 条第 2 項中「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 135」と、「100 分の 117.5」とあるのは「100 分の 115」とし、第 42 条第 2 項中「100 分の 67.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 87.5」とあるのは「100 分の 85」とする。

（平成 21 年規則第 40 号による本給の切替えに伴う経過措置の読替えの改正）

第 3 条 この規則の施行日以降において、国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 21 年規則第 40 号）附則第 3 条による本給の切替えに伴う経過措置の読替えについて、読み替える規定欄中「第 5 条第 1 項」、「第 5 条第 2 項第 1 号イ」及び「第 5 条第 3 項第 1 号」に対応する読み替える字句欄中の「100 分の 99.76」を「100 分の 99.59（減額改定対象職員とならない職員である者は当該本給月額に相当する額に 100 分の 99.83）」と読み替え、これ以外の読み替える規定欄に対応する読み替える字句欄中の「100

分の 99.76」を「100 分の 99.59（掲げるものとなる職員である者は、当該本給月額に相当する額に 100 分の 99.83）」と読み替える。

（平成 21 年規則第 40 号による管理職手当の経過措置の読替えの改正）

第 4 条 この規則の施行日以降において、国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 21 年規則第 40 号）附則第 5 条による管理職手当の経過措置の読替えについて、読み替える字句欄中の「100 分の 99.76」を「100 分の 99.59（掲げるものとなる職員である者は、当該管理職手当に 100 分の 99.83）」に読み替える。

（55 歳を超える職員の本給月額等の減額支給等）

第 5 条 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員（附則別表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が職員給与規則第 46 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額（当該特定職員が職員給与規則第 46 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の本給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第 3 項及び第 4 項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額（以下この項及び第 3 項において「本給月額減額基礎額」という。))
- (2) 教職調整額 当該特定職員の教職調整額の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額に 100 分の 4 を乗じて得た額（以下この項において「教職調整額減額基礎額」という。))
- (3) 地域手当 当該特定職員の本給月額及び教職調整額の月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額及び教職調整額減額基礎額に対する地域手当の月額）

- (4) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額及び教職調整額の月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額及び教職調整額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- (5) 期末手当 それぞれ職員給与規則第39条に規定する基準日（以下「基準日」という。）現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（職員給与規則第39条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同条に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同条に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号及び次号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、本給月額に同条に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項の表記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及び教職調整額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（職員給与規則第39条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同条に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同条に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項の表記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額）
- (6) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（職員給与規則第42条第4項において準用する職員給与規則第39条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同条に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、本給月額に同条に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第4項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る職員給与規則第42条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受ける

べき本給月額減額基礎額及び教職調整額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（職員給与規則第 42 条第 4 項において準用する職員給与規則第 39 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同条に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額と同条に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第 4 項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る職員給与規則第 42 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額）

- (7) 職員給与規則第 45 条第 1 項から第 5 項まで又は第 7 項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 職員給与規則第 45 条第 1 項 前各号に定める額
 - ロ 職員給与規則第 45 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号から第 5 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
 - ハ 職員給与規則第 45 条第 4 項 第 1 号から第 4 号までに定める額に、職員給与規則第 45 条第 4 項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 職員給与規則第 45 条第 5 項 第 1 号から第 5 号までに定める額に、職員給与規則第 45 条第 5 項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 職員給与規則第 45 条第 7 項 第 5 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額（職員給与規則第 45 条第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、職員給与規則第 45 条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	6 級
教育職本給表（一）	5 級
教育職本給表（二）	4 級
教育職本給表（三）	4 級
医療職本給表（二）	6 級
医療職本給表（三）	6 級

- 2 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する前項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 22 年規則第 42 号）の施行の日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。
- 3 給与期間の中途において、第 1 項の規定により給与が減ぜられて支給されることとな

る職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは休職等から職務に復帰した場合におけるその給与期間の前項各号（第5号及び第6号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

- 4 減額支給対象職員の管理職手当は、職員給与規則第23条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 5 減額支給対象職員についての職員給与規則第33条から第35条まで及び第47条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規則第11条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 6 第1項の規定が適用される間、職員給与規則第42条第2項に規定する乗じて得た額の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425（特定管理職員にあつては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 平成22年12月期においては、前項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

（55歳を超える職員の平成17年規則第587号による本給の切替えに伴う経過措置の適用の改正）

第6条 この規則の施行日以降において、国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成17年規則第587号)附則第5条による本給の切替えに伴う経過措置は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	その差額に相当する額	その差額に相当する額（国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第42号）附則第5条の規定により給与が減ぜられて支給

		される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)
第 5 条第 2 項第 1 号	その差額に相当する額	その差額に相当する額 (国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則 (平成 22 年規則第 42 号) 附則第 5 条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)
第 5 条第 2 項第 2 号	その差額に相当する額	その差額に相当する額 (国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則 (平成 22 年規則第 42 号) 附則第 5 条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)
第 5 条第 3 項第 1 号	その差額に相当する額	その差額に相当する額 (国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則 (平成 22 年規則第 42 号) 附則第 5 条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)

(55 歳を超える職員の平成 18 年規則第 99 号による管理職手当の経過措置の適用の改正)

第 7 条 この規則の施行日以降において、減額支給対象職員の国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則 (平成 18 年規則第 99 号) 附則第 2 条による管理職手当の経過措置は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条第 1 項	のほか、当該	(国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則 (平成 22 年規則第 42 号) 附則第 5 条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、第 5 条第 3 項の規定による管理職手当) のほか、国立大学法人高知大学職員給与規則 (平成 16 年規則第 26 号) 第 23 条第 2 項の規定による
	(その額	(国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則 (平成 22 年規則第 42 号) 附則第 5 条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とし、それらの額

(平成 23 年 4 月 1 日における号俸の調整)

第 8 条 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員 (職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。) のうち、平成 22 年 1 月 1 日に昇給した職員その他これに準ずる職員として学長が別に定めるものの平成 23 年 4 月 1 日における号俸を 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日規則第 90 号）

（施行日）

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日の前日から引き続き結核性疾患により勤務しない職員に対する改正後の第 46 条の規定の適用については、同条中「90 日」とあるのは「結核性疾患にあつては、1 年」とする。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 85 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 86 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 21 年規則第 40 号による本給の切替えに伴う経過措置の読替えの改正）

第 2 条 この規則の施行日以降において、平成 21 年規則第 40 号附則第 3 条による本給の切替えに伴う経過措置の読替えについて、読み替える規定欄中「第 5 条第 1 項」、「第 5 条第 2 項第 1 号イ」及び「第 5 条第 3 項第 1 号」に対応する読み替える字句欄中の「100 分の 99.76」を「100 分の 99.1（減額改定対象職員とならない職員である者は当該本給月額に相当する額に 100 分の 99.34）」と読み替え、これ以外の読み替える規定欄に対応する読み替える字句欄中の「100 分の 99.76」を「100 分の 99.1（掲げるものとなる職員である者は、当該本給月額に相当する額に 100 分の 99.34）」と読み替える。

（平成 21 年規則第 40 号による管理職手当の経過措置の読替えの改正）

第 3 条 この規則の施行日以降において、平成 21 年規則第 40 号附則第 5 条による管理職手当の経過措置の読替えについて、読み替える字句欄中の「100 分の 99.76」を「100 分の 99.1（掲げるものとなる職員である者は、当該管理職手当に 100 分の 99.34）」と読み替える。

（平成 24 年 4 月 1 日、平成 25 年 4 月 1 日及び平成 26 年 4 月 1 日における号俸の調整）

第 4 条 平成 24 年 4 月 1 日において改正後の平成 17 年規則第 587 号附則第 5 条の規定による本給に関する状況を考慮して 36 歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の職員給与規則第 19 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める者の平成 24 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に

同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において改正後の平成17年規則第587号附則第5条の規定による本給に関する状況を考慮して学長が別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において改正後の平成17年規則第587号附則第5条の規定による本給に関する状況を考慮して学長が別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成24年4月25日規則第3号）

（施行日）

第1条 この規則は、平成24年5月1日から施行する。

（職員の本給月額等の減額支給等）

第2条 この規則の施行日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）、職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本給月額 職員給与規則第12条第2項各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（平成17年規則第587号附則第5条の規定による額を含み、当該職員が職員給与規則第46条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額

本給表	職務の級	割合
一般職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77

	7級以上	100分の9.77
一般職本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
教育職本給表（三）	2級以下	100分の4.77
	特2級から4級まで	100分の7.77
医療職本給表（一）	1級	100分の4.77
	2級	100分の7.77
	3級以上	100分の9.77
医療職本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職本給表（三）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

- (2) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (4) 広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (5) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (6) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (7) 職員給与規則第45条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 職員給与規則第45条第1項 前各号に定める額
- ロ 職員給与規則第45条第2項又は第3項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 職員給与規則第45条第4項 第1号並びに第3号及び第4号に定める額に、職員給与規則第45条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 職員給与規則第45条第5項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に、職員給与規則第45条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 職員給与規則第 45 条第 7 項 第 5 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
(職員給与規則第 45 条第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、
同号に定める額に、職員給与規則第 45 条第 5 項の規定により当該職員に支給され
る給与に係る割合を乗じて得た額)

2 特例期間においては、職員給与規則第 33 条から第 35 条まで及び第 47 条に規定する勤
務 1 時間当たりの給与額は、職員給与規則第 11 条の規定にかかわらず、同条の規定によ
り算出した給与額から、本給並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を毎年 4 月 1 日を起算日とした 1 年間における 1 月平均所定勤務時間で除して得た
額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額(以下「勤務 1 時間当たりの給与
減額分」という。)を減じた額とする。

3 特例期間においては、平成 22 年規則第 42 号附則第 5 条第 1 項の規定の適用を受ける
職員に対する第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 7 号まで並びに第 2 項の規定の適用につい
ては、第 1 項第 1 号中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から平成 22 年規則第 42
号附則第 5 条第 1 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第 3 号中「本
給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から平成
22 年規則第 42 号附則第 5 条第 1 項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項
第 4 号中「本給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「本給月額に対する広域異
動手当の月額から平成 22 年規則第 42 号附則第 5 条第 1 項第 4 号に定める額に相当する
額を減じた額」と、同項第 5 号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成 22
年規則第 42 号附則第 5 条第 1 項第 5 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第
6 号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成 22 年規則第 42 号附則第 5 条
第 1 項第 6 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 7 号イ中「前各号」とある
のは「第 3 項の規定により読み替えられた前各号」と、同号ロ及びニ中「第 1 号及び第 3
号から第 5 号まで」とあるのは「第 3 項の規定により読み替えられた第 1 号及び第 3 号か
ら第 5 号まで」と、同号ハ中「第 1 号並びに第 3 号及び第 4 号」とあるのは「第 3 項の規
定により読み替えられた第 1 号並びに第 3 号及び第 4 号」と、同号ホ中「第 5 号」とある
のは「第 3 項の規定により読み替えられた第 5 号」と、第 2 項中「除して得た額に」とあ
るのは「除して得た額から平成 22 年規則第 42 号附則第 5 条第 5 項の規定により給与額
から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(55 歳を超える職員の平成 22 年規則第 42 号による本給の切替えに伴う経過措置の読替
えの改正)

第 3 条 この規則の施行日以降において、平成 22 年規則第 42 号附則第 6 条による本給の
切替えに伴う経過措置の読替えについて、読み替える字句欄中の「規定により給与が減ぜ

られて支給される職員にあっては」を「表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が平成 22 年規則第 42 号附則第 5 条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後」と読み替える。

（診療従事調整手当等）

第 4 条 診療従事調整手当は、特例期間において次の各号に掲げる給与を支給するときに、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

- (1) 本給月額 当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級等の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額。ただし、一般職本給表（一）及び教育職本給表（一）が適用される職員が、職員給与規則第 45 条、第 48 条及び第 49 条に該当するときは、それぞれ同条の規定を適用して得た額とする。

本給表	職務の級等	金額等
一般職本給表（一）	1 級から 2 級まで （医療ソーシャルワーカー及び診療情報管理士を命じられている職員に限る。）	月額 9,000 円
	3 級から 4 級まで （医療ソーシャルワーカー及び診療情報管理士を命じられている職員に限る。）	月額 21,000 円
一般職本給表（二）	1 級から 5 級まで （医学部附属病院に所属する調理師に限る。）	第 2 条第 1 項第 1 号により減額される額
教育職本給表（一）	2 級 医療学系臨床医学部門（保健管理センター専任担当教員を除く。）及び医療学系医学教育部門（総合診療部に勤務する職員に限る。）に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。	月額 14,000 円

	3級 医療学系臨床医学部門(保健管理センター専任担当教員を除く。)及び医療	月額 24,000円
	学系医学教育部門(総合診療部に勤務する職員に限る。)に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。	
	4級 医療学系連携医学部門(土佐山へき地診療所に勤務する職員に限る。)、医療学系臨床医学部門(保健管理センター専任担当教員を除く。)及び医療学系医学教育部門(総合診療部に勤務する職員に限る。)に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。	月額 28,000円
	5級 医療学系臨床医学部門(保健管理センター専任担当教員を除く。)及び医療学系医学教育部門(総合診療部に勤務する職員に限る。)に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。	月額 41,000円
医療職本給表(二)	1級から8級まで(医学部附属病院に所属する職員に限る。)	第2条第1項第1号により減額される額
医療職本給表(三)	1級から7級まで(医学部附属病院に所属する職員に限る。)	第2条第1項第1号により減額される額

- (2) 管理職手当 医療職本給表(二)及び医療職本給表(三)(医学部附属病院に所属する職員に限る。)の本給表の適用を受ける職員(医学部附属病院に所属する職員に限る。)(以下、「医学部附属病院所属医療職員」という。)においては、当該職員の管理

職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

- (3) 地域手当 医学部附属病院所属医療職員においては、本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 広域異動手当 医学部附属病院所属医療職員においては、本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (5) 期末手当 一般職本給表（二）の本給表の適用を受ける職員（医学部附属病院に所属する調理師に限る。）及び医学部附属病院所属医療職員（以下、「医学部附属病院所属技能・医療職員」という。）においては、当該職員が受けるべき期末手当に100分の9.77を乗じて得た額
 - (6) 勤勉手当 医学部附属病院所属技能・医療職員においては、当該職員が受けるべき勤勉手当に100分の9.77を乗じて得た額
 - (7) 超過勤務手当 医学部附属病院所属技能・医療職員においては、職員給与規則第33条に規定する「勤務1時間当たりの給与額」を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額。
 - (8) 休日給 医学部附属病院所属技能・医療職員においては、職員給与規則第34条に規定する「勤務1時間当たりの給与額」を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額。
 - (9) 夜勤手当 医学部附属病院所属技能・医療職員においては、職員給与規則第35条に規定する「勤務1時間当たりの給与額」を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額。
- 2 医学部附属病院所属技能・医療職員においては、職員給与規則第47条の規定を適用する場合は、第2条第2項は適用しない。

附 則（平成24年6月27日規則第23号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成24年11月21日規則第44号）

（施行日）

第1条 この規則は、平成24年11月21日から施行し、平成24年5月1日から適用する。

（附属学校教員の期末手当の取扱い）

第2条 附属学校教員の期末手当は、職員給与規則第39条第2項中、平成24年12月に支給する場合は「100分の137.5」を「100分の132.5」とし、平成25年度の6月に支給する場合は「100分の122.5」を「100分の120」と、12月に支給する場合は「100分の137.5」を「100分の135」と読み替えて支給する。

(附属学校教員の支給減額率の取扱い)

第2条の2 平成24年規則第3号第2条第1項第1号の表に定める左欄に掲げる本給表が「教育職本給表(二)」又は「教育職本給表(三)」であり、同表の中欄に掲げる職務の級が「2級以下」である者のうち、平成25年4月1日において、国立大学法人高知大学期末手当及び勤勉手当細則(以下「期末手当・勤勉手当細則」という。)第6条に規定する期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員に該当する者については、同表の右欄に掲げる割合を「100分の6.05」と読み替えるものとする。

(附属学校教員調整手当等)

第3条 附属学校教員調整手当は、平成24年規則第3号第2条第1項に定める特例期間において、附属学校教員に対する次の各号に掲げる給与を支給するときに、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

- (1) 本給月額 平成24年規則第3号第2条第1項第1号に定める額と、同号に定める表中「教育職本給表(二)」又は「教育職本給表(三)」については次の表により読み替えた場合の割合(以下「附属学校教員支給減額率」という。)により同号の規定を適用して得た額との差額

本給表	職務の級	割合
教育職本給表 (二)	2級以下(平成25年4月1日において、期末手当・勤勉手当細則第6条に規定する期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員に該当しない者)	100分の3.42
	2級以下(平成25年4月1日において、期末手当・勤勉手当細則第6条に規定する期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員に該当する者)	100分の6.05
	3級以上	100分の6.05
教育職本給表 (三)	2級以下(平成25年4月1日において、期末手当・勤勉手当細則第6条に規定する期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員に該当しない者)	100分の3.42
	2級以下(平成25年4月1日において、期末手当・勤勉手当細則第6条に規定する期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員に該当する者)	100分の6.05
	特2級から4級まで	100分の6.05

- (2) 地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を

乗じて得た額

- (3) 広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当に100分の9.77を乗じて得た額
 - (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当に100分の9.77を乗じて得た額
 - (6) 超過勤務手当 職員給与規則第33条に規定する「勤務1時間当たりの給与額」を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額
 - (7) 休日給 職員給与規則第34条に規定する「勤務1時間当たりの給与額」を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額
 - (8) 夜勤手当 職員給与規則第35条に規定する「勤務1時間当たりの給与額」を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額
- 2 職員給与規則第47条の規定を適用する場合には、平成24年規則第3号第2条第2項中「支給減額率」とあるのは「附属学校教員支給減額率」と読み替えて同項の規定により得た額を減じた額とする。

(附属学校教員調整手当等の取扱い)

第4条 高知県の公立学校教員給与に変動が生じた場合には、均衡を図るため本学の予算の範囲内で見直しを図るものとする。

附 則 (平成24年12月7日規則第47号)

この規則は、平成24年12月7日から施行し、平成24年12月1日から適用する。

附 則 (平成25年2月27日規則第78号)

この規則は、平成25年2月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年6月26日規則第23号)

この規則は、平成25年6月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年6月28日規則第24号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月25日規則第30号)

(施行日)

第1条 この規則は、平成25年7月25日から施行する。

(特例調整手当)

第2条 平成25年度に限り、特例措置として、平成25年7月1日に在職する職員のうち平成24年規則第3号第2条の規定の適用を受ける次に掲げる者以外の者に対し、平成25年8月の給与の支給日に特例調整手当を支給する。

- (1) 平成 24 年規則第 3 号第 4 条に定める診療従事調整手当又は平成 24 年規則第 44 号第 3 条に定める附属学校教員調整手当を受けている職員
- (2) 休職者（就業規則第 13 条の規定により休職にされている職員をいう。ただし、職員給与規則第 45 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けている休職者を除く。）
- (3) 停職者（就業規則第 65 条第 3 号の規定により停職にされている職員をいう。）
- (4) 育児休業職員（国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則第 3 条に規定する育児休業の適用を受けている職員をいう。）
- (5) 介護休業職員（国立大学法人高知大学介護休業等に関する規則第 4 条に規定する介護休業の適用を受けている職員をいう。）
- (6) 自己啓発等休業をしている職員（国立大学法人高知大学職員の自己啓発等休業に関する規則第 3 条に規定する自己啓発等休業の承認を受けている職員をいう。）

2 特例調整手当の額は、次に掲げる平成 24 年規則第 3 号第 2 条第 1 項第 1 号に定める当該職員に適用される支給減額率の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 100 分の 4.77 である職員 30,000 円
- (2) 100 分の 7.77 である職員 20,000 円
- (3) 100 分の 9.77 である職員 15,000 円

附 則（平成 25 年 12 月 16 日規則第 54 号）

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 114 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 24 日規則第 30 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日規則第 35 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日に在職する職員に対し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 27 年 3 月 31 日までの間における昇給に関する特例）

第 2 条 平成 27 年 3 月 31 日までの間における国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「4 号俸」とあるのは「3 号俸」と、「3 号俸」とあるのは「2 号俸」とする。

（平成 26 年 12 月期における勤勉手当の特例）

第 3 条 平成 26 年 12 月期においては、改正後の給与規則第 42 条第 2 項中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 82.5」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 102.5」とする。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 115 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

第 2 条 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員のうち次に掲げる者以外の者には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成 22 年規則第 42 号附則第 5 条第 1 項に定める特定職員（以下「特定職員」という。）にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を本給として支給する。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則第 18 条の 2 に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を開始し、又は終了した職員

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、次に掲げるところにより、前項の規定に準じて、本給を支給する。

- (1) 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次のイからニまでに掲げる場合に該当することとなった職員（イからニまでの 2 以上に該当することとなった職員（次号において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける本給月額がイからニまでの区分に応じ、イからニまでに定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日。次号及び次項第 1 号において同じ。）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を支給する。

イ 本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が 2 回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日にお

いて受けることとなる本給月額に相当する額

ロ 降格をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に対応する本給月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号俸に対応する本給月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

ハ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる本給月額に相当する額

ニ 育児短時間勤務を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

① 育児短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

② 育児短時間勤務を終了した職員 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額

(2) 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける本給月額が次に掲げる額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

その者が該当することとなったこの条の第2項第1号イからニまでに掲げる場合に、切替日の前日に順次該当することとなったものとした場合においてその例によることとされている規定の例により同日に受けることとなる本給月額に相当する額

3 切替日以降に、職員給与規則第27条に規定する他の国立大学法人等の職員及び一般職給与適用職員であったものから人事交流により引き続き新たに本給表の適用を受ける職員となった者（以下「人事交流等職員」という。）について、前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、前2項に準じて本給を支給する。

(1) 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前項第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける本給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる本給月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分

の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

- (2) 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に、前項第1号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして前項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる前項の規定による本給の額に相当する額を支給する。

第3条 前条の規定による本給を支給される職員に関する職員給与規則第22条、第24条及び第39条第4項(職員給与規則第42条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、職員給与規則第22条中「本給月額 100 分の 25 」とあるのは「本給月額と国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成26年規則第115号。以下「平成26年改正規則」という。)附則第2条の規定による本給の額との合計額の 100 分の 25 」と、第24条及び第39条第4項中「本給月額」とあるのは「本給月額と平成26年改正規則附則第2条の規定による本給の額との合計額」とする。

(広域異動手当に関する特例)

第4条 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関し、改正後の職員給与規則第27条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「 100 分の 10 」とあるのは「 100 分の 8 」と、同項第2号中「 100 分の 5 」とあるのは「 100 分の 4 」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第5条 切替日前に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関し、改正後の職員給与規則第27条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「 100 分の 10 」とあるのは「 100 分の 6 」と、同項第2号中「 100 分の 5 」とあるのは「 100 分の 3 」とする。

(単身赴任手当の月額に関する特例)

第6条 切替日から平成28年3月31日までの間においては、改正後の職員給与規則第30条第2項中「 $30,000$ 円」とあるのは「 $26,000$ 円」とする。

附 則(平成27年3月25日規則第151号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月22日規則第4号)

この規則は、平成27年5月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月24日規則第13号)

この規則は、平成 27 年 6 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日規則第 68 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 28 年 2 月 24 日から施行し、平成 28 年 2 月 1 日に在職する職員
に対し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

第 2 条 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間においては、改正後の国立大
学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第 30 条第 2 項中「別表第
5 に定める額」とあるのは「職員給与規則の一部を改正する規則（平成 27 年規則第 68 号）
による改正前の別表第 5 に定める額」とする。

（平成 27 年度における勤勉手当の特例）

第 3 条 平成 27 年 6 月期においては、改正後の職員給与規則第 42 条第 2 項中「100 分の
80」とあるのは「100 分の 75」と、「100 分の 100」とあるのは「100 分の 95」とし、平成
27 年 12 月期においては、同項中「100 分の 80」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の
100」とあるのは「100 分の 105」とする。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日規則第 68 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 28 年 2 月 24 日から施行し、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

（平成 27 年 12 月期における勤勉手当の特例）

第 2 条 平成 27 年 12 月期においては、改正後の国立大学法人高知大学職員給与規則の一
部を改正する規則（平成 22 年規則第 42 号）附則第 5 条第 6 項中「100 分の 1.2」とある
のは「100 分の 1.275」と、「100 分の 1.5」とあるのは「100 分の 1.575」と、「100 分の
80」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の 100」とあるのは「100 分の 105」とする。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日規則第 68 号）

この規則は、平成 28 年 2 月 24 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日規則第 116 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日規則第 133 号）

この規則は、平成 28 年 3 月 18 日から施行し、平成 28 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 155 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 156 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 11 日規則第 42 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 11 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 50 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 52 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日に在職する職員
に対し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 26 条の改正規定は、平成 29 年 4
月 1 日から施行する。

（平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

第 2 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の国立大学法人高
知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第 26 条第 1 項ただし書及び第 7 項
第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後の職員給与規則第 26 条第 3 項及び第 5
項から第 7 項までの規定の適用については、第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等につ
いては 1 人につき 6,500 円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8
級であるもの、教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの
及び医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「一
般職（一）8 級職員等」という。）にあつては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親
族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前
項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000
円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人
につき 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000
円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父
母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がな
い場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、第 5 項中「扶養親族（一般
職（一）9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）
9 級以上職員から一般職（一）9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶
者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員と
なった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、
その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第 1 号中「場合（一般職（一）
9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合
を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22

歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）』とあるのは

- 「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）』とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るもの

がある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の職員給与規則第26条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の職員給与規則第26条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の職員給与規則第26条

第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の職員給与規則第26条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般職（一）8級職員等」とあるのは「一般職（一）8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9级以上職員から一般職（一）9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9级以上職員から一般職（一）9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9级以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職（一）9级以上職員以外の職員から一般職（一）9级以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9级以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職（一）8級職員等が一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9级以上職員」とあるのは「一般職（一）8级以上職員等が一般職（一）8级以上職員等」と、同項第6号中「一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9级以上職員」とあるのは「一般職（一）8级以上職員等」と、「が一般職（一）8級職員等」とあるのは「が一般職（一）8级以上職員等」とする。

（平成28年度における勤勉手当の特例）

第3条 平成28年6月期においては、改正後の職員給与規則第42条第2項中「100分の85」とあるのは「100分の80」と、「100分の105」とあるのは「100分の100」とし、平

成 28 年 12 月期においては、同項中「100 分の 85」とあるのは「100 分の 90」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 110」とする。

(第 2 条の規定が適用される間の高知大学住居手当細則の読替え)

第 4 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、国立大学法人高知大学住居手当細則第 2 条第 2 号中「職員給与規則第 26 条第 5 項」とあるのは、「国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 28 年規則第 52 号）附則第 2 条の規定により読み替えられた職員給与規則第 26 条第 5 項」とする。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 52 号）

(施行日)

第 1 条 この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

(平成 28 年 12 月期における勤勉手当の特例)

第 2 条 平成 28 年 12 月期においては、改正後の国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 22 年規則第 42 号）附則第 5 条第 6 項中「100 分の 1.275」とあるのは「100 分の 1.35」と、「100 分の 1.575」とあるのは「100 分の 1.65」と、「100 分の 85」とあるのは「100 分の 90」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 110」とする。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 37 号）

(施行日)

第 1 条 この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日に在職する職員に対し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 29 年度における勤勉手当の特例)

第 2 条 平成 29 年 6 月期においては、改正後の職員給与規則第 42 条第 2 項中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 105」とし、平成 29 年 12 月期においては、同項中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 95」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 115」とする。

(平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整)

第 3 条 平成 30 年 4 月 1 日において 37 歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員である者を除く。）のうち、平成 27 年 1 月 1 日において国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第 19 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成 30 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 37 号）

この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日規則第 77 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 20 日規則第 19 号）

この規則は、平成 30 年 6 月 20 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 9 月 26 日規則第 44 号）

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 16 日規則第 56 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 31 年 1 月 16 日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日に在職する職員に対し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 30 年度における期末手当の特例）

第 2 条 平成 30 年 6 月期においては、改正後の職員給与規則第 39 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 122.5」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 102.5」とし、平成 30 年 12 月期においては、同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 137.5」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 117.5」とする。

（平成 30 年度における勤勉手当の特例）

第 3 条 平成 30 年 6 月期においては、改正後の職員給与規則第 42 条第 2 項中「100 分の 92.5」とあるのは「100 分の 90」と、「100 分の 112.5」とあるのは「100 分の 110」とし、平成 30 年 12 月期においては、同項中「100 分の 92.5」とあるのは「100 分の 95」と、「100 分の 112.5」とあるのは「100 分の 115」とする。

附 則（令和 2 年 1 月 27 日規則第 47 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 28 条に係る改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

第 2 条 第 28 条に係る改正規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同規定による改正前の国立大学法人高知大学職員給与規則（以下この項において「職員給与規則」という。）第 28 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の職員給与規則第 28 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合

には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。) から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の職員給与規則第28条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の職員給与規則第28条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則 (令和2年1月27日規則第48号)

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月17日規則第6号)

この規則は、令和2年9月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年9月17日規則第7号)

この規則は、令和2年9月17日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日規則第53号)

この規則は、令和3年3月19日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日規則第62号)

この規則は、令和3年3月19日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月19日規則第61号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日規則第80号)

この規則は、令和4年3月17日から施行する。

附 則 (令和4年6月13日規則第17号)

この規則は、令和4年6月13日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則 (令和4年6月13日規則第18号)

この規則は、令和4年6月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年6月13日規則第19号)

この規則は、令和4年6月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、教育学部附属幼稚園の副園長、教諭及び養護教諭に対しては、令和4年2月1日から適用する。

附 則 (令和4年9月29日規則第36号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月14日規則第63号)

この規則は、令和4年11月14日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則 (令和5年1月31日規則第73号)

(施行日)

第1条 この規則は令和5年1月31日から施行し、令和5年1月31日に在職する職員に対し、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年度における勤勉手当の特例)

第2条 令和4年6月期においては、改正後の職員給与規則第42条第2項中「100分の100」とあるのは「100分の95」と、「100分の120」とあるのは「100分の115」とし、令和4年12月期においては、同項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とする。

附 則 (令和5年1月31日規則第75号)

この規則は、令和5年1月31日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月24日規則第116号)

この規則は、令和5年3月24日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日規則第117号)

この規則は、令和5年3月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年1月31日規則第74号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日規則第113号) (改正 令和6年3月26日規則第82号)
(施行日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 当分の間、職員の本給月額は、当該職員が60歳（国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第1項第3号に規定する労務職員にあつては63歳）に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第12条の規定により当該職員の属する職務の級並びに同規則第15条、第18条及び第19条の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 就業規則第3条第1項第1号に規定する大学教員
- (2) 看護部長
- (3) 就業規則第10条の4第1項又は第2項の規定により同規則第10条の2第1項に規定する異動期間（同規則第10条の4第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規則第10条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

3 第1項の規定の適用を受ける職員に対する職員給与規則第22条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

4 第1項の規定の適用を受ける職員に対する職員給与規則第32条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「別表6に定める。」とあるのは「別表6に規定する義務教育等教員特別手当の月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

第3条 就業規則第10条の2に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この条において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に前条の規定により当該職員の受ける本給月額（以下この条において「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、前条の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

第4条 前条の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が職員給与規則第12条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「職員給与規則第12条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。

第5条 附則第3条の規定による本給を支給される職員以外の附則第2条の適用を受ける職員であつて採用、降任等の事情を考慮して附則第3条の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、前2条の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月29日規則第18号）

この規則は、令和5年6月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年1月29日規則第47号）

（施行日）

第1条 この規則は令和6年1月29日から施行し、令和6年1月1日に在職する職員に対し、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年度における期末手当の特例)

第2条 令和5年6月期においては、改正後の職員給与規則第39条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の120」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の100」とし、令和5年12月期においては、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。

(令和5年度における勤勉手当の特例)

第3条 令和5年6月期においては、改正後の職員給与規則第42条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の100」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の120」とし、令和5年12月期においては、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とする。

附 則 (令和6年3月26日規則第81号)

この規則は、令和6年3月26日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

附 則 (令和6年3月26日規則第79号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日規則第83号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月27日規則第39号)

この規則は、令和6年9月27日から施行する。

附 則 (令和6年12月13日規則第46号)

この規則は令和6年12月13日から施行し、令和6年12月1日に在職する職員に対し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年3月4日規則第70号)

(施行日)

第1条 この規則は令和7年3月4日から施行し、令和7年3月1日に在職する職員に対し、令和6年12月1日から適用する。ただし、初任給調整手当に係る規定については、令和7年3月1日に在職する職員に対し、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年12月期における期末手当の特例)

第2条 令和6年12月期においては、改正後の職員給与規則第39条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。

(令和6年12月期における勤勉手当の特例)

第3条 令和6年12月期においては、改正後の職員給与規則第42条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」とする。

附 則（令和7年3月25日規則第94号）

（施行日）

第1条 この規則は令和7年4月1日から施行する。

（号俸の切替え）

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）別表第1-1から別表第1-8までの本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員（教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものに限る。）の新号俸については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の職員給与規則第26条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第7号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの、教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては」と、同条第2項中「(6) 重度心身障害者」とあるのは「(6) 重度心身障害者

(7) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第7号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（切替日前に本学に採用等になった職員の地域手当に関する経過措置）

第5条 切替日の前日までに他の国立大学法人等の職員又は一般職給与適用職員等から引き続き本学の職員に採用された職員となり、地域手当の支給を受けている職員への職員

給与規則第 27 条の適用については、なお従前の例による。

附則別表 号俸の切替表（附則第 2 条関係）

イ 一般職本給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		

43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					

91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ 一般職本給表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12

21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60

69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		

117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ハ 教育職本給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2

27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13

75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	14
79	67	63	14
80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ニ 教育職本給表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸		
	特2級	3級	4級

1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	30
47	35	31	31
48	36	32	32

49	37	33	33
50	38	34	34
51	39	35	35
52	40	36	36
53	41	37	37
54	42	38	38
55	43	39	39
56	44	40	40
57	45	41	40
58	46	42	40
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	

97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90	86	
103	91	87	
104	92	88	
105	93	89	
106	94	89	
107	95	89	
108	96	89	
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		
118	106		
119	107		
120	108		
121	109		
122	110		
123	111		
124	112		
125	113		
126	114		
127	115		
128	116		
129	117		
130	118		
131	119		
132	120		
133	121		
134	122		
135	123		
136	124		
137	125		
138	126		
139	127		
140	128		
141	129		
142	130		
143	131		
144	132		

145	133		
146	134		
147	135		
148	136		
149	137		
150	138		
151	139		
152	140		
153	141		
154	142		
155	143		
156	144		
157	145		
158	146		
159	147		
160	148		
161	149		
162	150		
163	151		
164	152		
165	153		
166	154		
167	155		
168	156		
169	157		
170	158		
171	158		
172	158		
173	158		
174	158		
175	158		
176	158		
177	158		

ホ 教育職本給表(三)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1

11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	34
51	39	39	35
52	40	40	36
53	41	41	37
54	42	42	38
55	43	43	39
56	44	44	40
57	45	45	41
58	46	46	42

59	47	47	43
60	48	48	43
61	49	49	43
62	50	50	43
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94	94	

107	95	95	
108	96	96	
109	97	97	
110	98	98	
111	99	99	
112	100	100	
113	101	101	
114	102	102	
115	103	103	
116	104	104	
117	105	105	
118	106	106	
119	107	107	
120	108	108	
121	109	109	
122	110	110	
123	111	111	
124	112	112	
125	113	113	
126	114	114	
127	115	115	
128	116	116	
129	117	117	
130	118	118	
131	119	119	
132	120	120	
133	121	121	
134	122	122	
135	123	123	
136	124	124	
137	125	125	
138	126	126	
139	127	127	
140	128	128	
141	129	129	
142	130	130	
143	131	131	
144	132	132	
145	133	133	
146	134	134	
147	135	135	
148	136	136	
149	137	137	
150	138	138	
151	139	139	
152	140	140	
153	141	141	
154	142	142	

155	143	143	
156	144	144	
157	145	145	
158	146	146	
159	147	147	
160	148	147	
161	149	147	
162	150	147	
163	151	147	
164	152	147	
165	153	147	
166	153	147	
167	153		
168	153		
169	153		
170	153		
171	153		
172	153		

へ 医療職本給表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9

26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			

74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

ト 医療職本給表(三)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1

4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35

52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			

100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

附 則（令和 7 年 3 月 25 日規則第 96 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 9 日規則第 13 号）

この規則は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 29 日規則第 43 号）

- 1 この規則は、令和 7 年 9 月 29 日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 令和 7 年 5 月 31 日以前に犯した罪により禁錮以上の刑（死刑を除く。）に処せられた者は、この規則による改正後の国立大学法人高知大学職員給与規則の規定の適用については、拘禁刑以上の刑（死刑を除く。）に処せられた者とみなす。
- 3 令和 7 年 5 月 31 日以前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この規則による改正後の国立大学法人高知大学職員給与規則第 41 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則（令和 7 年 11 月 13 日規則第 45 号）

この規則は、令和7年11月13日から施行する。

別表第1-1 (第12条第2項関係)

一般職本給表(一)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	本給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

備考 この表は、他の本給表の適用を受けない職員に適用する。

別表第1-2 (第12条第2項関係)

一般職本給表(二)

職務の級 号俸	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900

職務の級 号俸	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
	円	円	円	円	円
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
	円	円	円	円	円
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		

職務の級 号俸	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
	円	円	円	円	円
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

備考 この表は、次の各号に掲げる職員に適用する。

- (1) 守衛、警備等の業務に従事する者
- (2) 用務員、労務作業員等の労務に従事する者
- (3) 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する者
- (4) 機械工作工、電工等の業務に従事する者
- (5) 機器の操作、保守等の業務に従事する者
- (6) 前各号に準ずる技能的業務に従事する者

別表第1-3 (第12条第2項関係)

教育職本給表(一)

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500
9	237,200	275,700	352,700	403,100	526,900
10	239,000	277,700	354,700	404,200	532,300
11	240,800	279,700	356,700	405,300	537,100
12	242,600	281,700	358,700	406,400	541,500
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800
18	251,900	294,700	368,100	413,000	
19	253,200	297,400	369,500	414,100	
20	254,600	300,000	370,800	415,300	
21	255,900	302,600	372,100	416,300	
22	257,400	305,000	373,300	417,400	
23	258,900	307,400	374,500	418,500	
24	260,400	309,600	375,600	419,700	
25	261,900	311,800	376,700	420,600	
26	263,600	313,800	378,100	421,700	
27	265,300	315,800	379,400	422,800	
28	267,000	317,800	380,700	423,800	
29	268,600	319,800	382,000	424,800	
30	270,500	321,700	383,300	425,900	
31	272,400	323,600	384,600	427,000	
32	274,300	325,500	385,900	428,100	
33	276,100	327,300	387,200	429,100	
34	277,300	329,200	388,400	430,300	
35	278,500	331,100	389,600	431,500	
36	279,600	333,000	390,700	432,700	

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
	円	円	円	円	円
37	280,600	334,700	391,800	433,400	
38	281,600	335,900	393,000	434,300	
39	282,600	337,000	394,100	435,200	
40	283,600	338,100	395,200	436,000	
41	284,600	338,700	396,300	436,800	
42	285,700	339,100	397,500	437,700	
43	286,800	339,500	398,700	438,600	
44	287,700	339,900	399,800	439,400	
45	288,600	340,500	400,800	440,100	
46	289,600	341,000	401,800	441,000	
47	290,600	341,500	402,800	442,000	
48	291,500	341,900	403,700	442,900	
49	292,400	342,300	404,900	443,800	
50	292,900	342,700	406,300	444,700	
51	293,300	343,100	407,700	445,700	
52	293,900	343,500	409,100	446,600	
53	294,300	343,900	409,900	447,600	
54	294,700	344,300	410,900	448,600	
55	295,000	344,700	411,900	449,500	
56	295,400	345,100	413,000	450,500	
57	295,800	345,500	413,900	451,400	
58	296,300	345,900	414,700	452,300	
59	296,800	346,300	415,500	453,200	
60	297,200	346,700	416,200	454,200	
61	297,600	347,100	416,900	455,000	
62	298,000	347,500	417,800	455,400	
63	298,400	347,900	418,600	456,000	
64	298,800	348,300	419,200	456,600	
65	299,200	348,700	419,800	457,300	
66	299,600	349,100	420,300	458,000	
67	300,000	349,500	420,700	458,300	
68	300,400	349,900	421,100	458,900	
69	300,800	350,300	421,400	459,300	
70	301,200	350,800	421,800	459,700	
71	301,600	351,200	422,100	460,100	
72	302,000	351,600	422,500	460,400	

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
	円	円	円	円	円
73	302,400	351,900	422,800	460,700	
74	302,800	352,400	423,200	461,100	
75	303,200	352,800	423,600	461,500	
76	303,600	353,200	424,000	461,800	
77	303,900	353,600	424,300	462,100	
78	304,300	354,100	424,600	462,500	
79	304,700	354,600	425,000	462,800	
80	305,100	355,100	425,300	463,100	
81	305,400	355,600	425,600	463,400	
82	305,800	356,300	426,000	463,800	
83	306,200	357,000	426,300	464,100	
84	306,600	357,700	426,600	464,400	
85	306,900	358,300	426,900	464,700	
86	307,300	358,900	427,200		
87	307,700	359,500	427,500		
88	308,100	360,100	427,800		
89	308,500	360,600	428,100		
90	308,900	361,000	428,400		
91	309,300	361,400	428,700		
92	309,700	361,800	429,000		
93	310,100	362,200	429,300		
94	310,600	362,600	429,600		
95	311,100	363,100	429,900		
96	311,500	363,500	430,200		
97	311,900	364,100	430,500		
98	312,400	364,600	430,800		
99	312,900	365,000	431,100		
100	313,500	365,500	431,400		
101	313,800	365,900	431,700		
102	314,100	366,400	432,000		
103	314,400	366,700	432,300		
104	314,700	367,100	432,600		
105	315,000	367,600	432,800		
106	315,300	368,000			
107	315,600	368,500			
108	315,800	369,000			

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
	円	円	円	円	円
109	316,100	369,400			
110	316,400	369,900			
111	316,800	370,300			
112	317,200	370,700			
113	317,500	371,100			
114	317,900	371,500			
115	318,200	371,900			
116	318,500	372,300			
117	318,700	372,700			
118	319,000	373,100			
119	319,400	373,500			
120	319,800	373,900			
121	320,000	374,200			
122	320,300	374,600			
123	320,600	375,100			
124	321,000	375,400			
125	321,200	375,800			
126	321,400	376,300			
127	321,700	376,800			
128	322,000	377,200			
129	322,200	377,600			
130	322,500	378,100			
131	322,900	378,600			
132	323,100	379,100			
133	323,300	379,600			
134	323,600	380,100			
135	324,000	380,600			
136	324,200	381,100			
137	324,400	381,600			
138	324,600	382,100			
139	324,800	382,600			
140	325,100	383,100			
141	325,500	383,600			
142	325,800				
143	326,100				
144	326,400				

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
	円	円	円	円	円
145	326,800				
146	327,100				
147	327,300				
148	327,600				
149	328,000				
150	328,300				
151	328,600				
152	328,800				
153	329,100				
154	329,400				
155	329,700				
156	330,000				
157	330,200				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第1-4 (第12条第2項関係)

教育職本給表(二)

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	特2級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
	円	円	円	円	円
1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
22	243,200	280,300	354,500	407,300	480,400
23	244,500	282,500	356,100	408,700	481,000
24	245,800	284,600	357,600	410,000	481,600
25	247,000	286,600	359,100	411,600	482,200
26	248,200	288,500	360,700	413,000	482,800
27	249,400	290,400	362,300	414,300	483,400
28	250,600	292,200	363,800	415,700	484,000
29	251,700	294,000	365,300	417,100	484,600
30	252,900	295,900	366,900	418,400	485,200
31	254,100	297,700	368,500	419,900	485,800
32	255,300	299,400	370,000	421,400	486,400
33	256,400	301,100	371,500	423,000	487,000
34	257,700	302,900	373,100	424,400	487,600
35	259,000	304,600	374,700	426,000	488,200
36	260,300	306,200	376,200	427,500	488,800

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	特2級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
	円	円	円	円	円
37	261,700	307,800	377,700	429,200	489,400
38	263,100	309,500	379,200	430,700	490,000
39	264,400	311,300	380,700	432,300	490,600
40	265,700	313,000	382,100	433,900	491,200
41	267,000	314,300	383,500	435,400	
42	268,000	316,200	385,000	436,900	
43	269,000	318,000	386,400	438,100	
44	269,900	319,700	387,800	439,300	
45	270,600	321,400	389,300	440,500	
46	271,400	323,300	390,900	441,800	
47	272,200	325,000	392,500	443,000	
48	273,000	326,700	393,900	444,200	
49	273,800	328,400	395,100	445,300	
50	274,600	330,200	396,500	446,500	
51	275,300	332,000	397,900	447,700	
52	276,100	333,700	399,200	448,900	
53	276,900	335,400	400,400	450,100	
54	277,700	336,700	401,600	451,300	
55	278,500	338,000	402,900	452,500	
56	279,300	339,300	404,200	453,700	
57	280,000	340,800	405,500	454,800	
58	280,600	342,400	406,800	455,400	
59	281,400	343,900	408,200	455,900	
60	282,300	345,500	409,400	456,400	
61	283,100	347,000	410,600	456,900	
62	283,700	348,600	412,000	457,400	
63	284,500	350,200	413,400	457,900	
64	285,200	351,700	414,700	458,400	
65	286,200	353,200	415,900	458,900	
66	287,000	354,800	417,100	459,400	
67	287,800	356,400	418,400	459,900	
68	288,500	357,900	419,800	460,400	
69	289,200	359,400	421,100	460,900	
70	290,000	361,000	422,300	461,400	
71	290,800	362,600	423,300	461,900	
72	291,500	364,100	424,500	462,400	

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	特2級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
	円	円	円	円	円
73	292,200	365,600	425,700	462,900	
74	292,900	367,200	426,800	463,400	
75	293,600	368,800	428,000	463,900	
76	294,200	370,300	429,000	464,400	
77	294,800	371,800	430,100	464,900	
78	295,500	373,200	431,100	465,400	
79	296,200	374,600	432,100	465,900	
80	296,800	375,900	433,100	466,400	
81	297,400	377,200	434,000	466,900	
82	298,100	378,600	434,800	467,400	
83	298,800	380,000	435,600	467,900	
84	299,500	381,300	436,400	468,400	
85	300,200	382,400	437,100	468,900	
86	301,000	383,800	437,500	469,400	
87	301,700	385,100	437,900	469,900	
88	302,400	386,400	438,300	470,400	
89	303,100	387,600	438,700	470,900	
90	304,000	388,900	439,000		
91	304,800	390,000	439,300		
92	305,600	391,200	439,500		
93	306,100	392,400	439,800		
94	306,900	393,500	440,100		
95	307,700	394,700	440,400		
96	308,500	395,900	440,600		
97	309,200	397,300	440,800		
98	310,000	398,300	441,100		
99	310,800	399,300	441,400		
100	311,500	400,300	441,600		
101	312,300	401,200	441,800		
102	313,200	402,200	442,100		
103	314,100	403,300	442,400		
104	314,900	404,400	442,600		
105	315,500	405,100	442,800		
106	316,300	406,000	443,000		
107	317,100	406,900	443,200		
108	317,900	407,800	443,400		

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	特2級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
	円	円	円	円	円
109	318,600	408,600	443,600		
110	319,000	409,400	443,800		
111	319,400	410,200	444,000		
112	319,900	411,000	444,200		
113	320,400	411,600	444,400		
114	320,800	412,300	444,600		
115	321,300	413,000	444,800		
116	321,700	413,700	445,000		
117	322,200	414,300	445,200		
118	322,700	414,800	445,400		
119	323,100	415,200	445,600		
120	323,600	415,500	445,800		
121	324,100	415,800	446,000		
122	324,500	416,100	446,200		
123	325,000	416,400	446,400		
124	325,500	416,600	446,600		
125	326,100	416,800	446,800		
126	326,400	417,100	447,000		
127	326,700	417,400	447,200		
128	327,000	417,600	447,400		
129	327,200	417,800	447,600		
130	327,500	418,100	447,800		
131	327,800	418,400	448,000		
132	328,000	418,600	448,200		
133	328,200	418,800	448,400		
134	328,400	419,100	448,600		
135	328,600	419,400	448,800		
136	328,900	419,600	449,000		
137	329,200	419,800	449,200		
138	329,400	420,100	449,400		
139	329,700	420,400	449,600		
140	330,000	420,600	449,800		
141	330,200	420,800	450,000		
142	330,400	421,100	450,200		
143	330,700	421,400	450,400		
144	330,900	421,600	450,600		

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	特2級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
	円	円	円	円	円
145	331,200	421,800	450,800		
146	331,400	422,000	451,000		
147	331,700	422,200	451,200		
148	332,000	422,400	451,400		
149	332,200	422,600	451,600		
150	332,400	422,800	451,800		
151	332,700	423,000	452,000		
152	333,000	423,200	452,200		
153	333,200	423,400	452,400		
154	333,400	423,600	452,600		
155	333,600	423,800	452,800		
156	333,800	424,000	453,000		
157	334,000	424,200	453,200		
158	334,200	424,400	453,400		
159	334,400	424,600			
160	334,600	424,800			
161	334,800	425,000			
162	335,000	425,200			
163	335,200	425,400			
164	335,400	425,600			
165	335,600	425,800			
166	335,800	426,000			
167	336,000	426,200			
168	336,200	426,400			
169	336,400	426,600			
170	336,600	426,800			
171	336,800	427,000			
172	337,000	427,200			
173	337,200	427,400			
174	337,400	427,600			
175	337,600	427,800			
176	337,800	428,000			
177	338,000	428,200			
178	338,200	428,400			
179	338,400	428,600			
180	338,600	428,800			

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	特2級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
	円	円	円	円	円
181	338,800	429,000			
182		429,200			
183		429,400			
184		429,600			
185		429,800			
186		430,000			
187		430,200			
188		430,400			
189		430,600			
190		430,800			
191		431,000			
192		431,200			
193		431,400			
194		431,600			
195		431,800			

- 備考 (1) この表は、特別支援学校の副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。
(2) 上記適用職員のうち、その職務の級が3級である職員の本給月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

別表第1-5 (第12条第2項関係)

教育職本給表(三)

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	特2級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
	円	円	円	円	円
1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
22	243,200	258,200	354,300	376,000	455,800
23	244,500	259,500	355,700	377,200	456,300
24	245,800	260,800	357,000	378,300	456,800
25	247,000	262,100	358,300	379,400	457,300
26	248,100	264,000	359,700	380,600	457,800
27	249,200	265,800	361,100	381,800	458,300
28	250,300	267,600	362,400	382,900	458,800
29	251,500	269,300	363,700	384,000	459,300
30	252,800	271,500	365,100	385,200	459,800
31	254,000	273,700	366,400	386,400	460,300
32	255,200	275,900	367,700	387,500	460,800
33	256,300	278,100	369,000	388,600	461,300
34	257,500	280,300	370,200	389,800	461,800
35	258,700	282,500	371,400	391,000	462,300
36	259,900	284,600	372,600	392,200	462,800

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	特2級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
	円	円	円	円	円
37	261,100	286,600	373,800	393,400	463,300
38	262,300	288,500	375,000	394,700	463,800
39	263,500	290,400	376,200	395,900	464,300
40	264,700	292,200	377,400	397,100	464,800
41	265,900	294,000	378,500	398,300	465,300
42	267,000	295,900	379,700	399,600	465,800
43	268,100	297,700	380,900	400,600	466,300
44	269,200	299,400	382,100	401,700	
45	270,200	301,100	383,200	402,900	
46	271,000	302,900	384,500	404,100	
47	271,800	304,600	385,800	405,300	
48	272,600	306,200	387,000	406,500	
49	273,300	307,800	387,900	407,600	
50	274,100	309,500	389,100	408,600	
51	274,800	311,300	390,100	409,900	
52	275,500	313,000	391,200	411,100	
53	276,300	314,300	392,000	412,300	
54	277,100	316,200	393,100	413,400	
55	277,900	318,000	394,100	414,500	
56	278,600	319,700	395,100	415,600	
57	279,300	321,400	396,200	416,600	
58	280,100	323,300	397,200	417,800	
59	280,900	325,000	398,300	419,000	
60	281,600	326,700	399,400	420,200	
61	282,200	328,400	400,400	420,800	
62	282,900	330,200	401,500	421,600	
63	283,600	332,000	402,600	422,300	
64	284,200	333,700	403,600	422,800	
65	284,900	335,400	404,500	423,100	
66	285,600	336,700	405,400	423,400	
67	286,300	338,000	406,400	423,800	
68	287,000	339,300	407,400	424,200	
69	287,700	340,800	408,200	424,500	
70	288,500	342,300	409,000	424,900	
71	289,200	343,800	409,700	425,200	
72	289,900	345,300	410,500	425,500	

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	特2級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
	円	円	円	円	円
73	290,400	346,700	411,200	425,800	
74	291,100	348,200	411,800	426,200	
75	291,800	349,700	412,500	426,500	
76	292,400	351,200	413,200	426,800	
77	293,000	352,600	413,800	427,100	
78	293,700	354,100	414,500	427,400	
79	294,300	355,600	415,000	427,700	
80	294,900	357,100	415,600	427,900	
81	295,500	358,500	416,000	428,100	
82	296,100	359,800	416,400	428,300	
83	296,700	361,100	416,700	428,500	
84	297,300	362,300	417,000	428,700	
85	297,800	363,500	417,200	428,900	
86	298,300	364,700	417,500	429,100	
87	298,800	365,900	417,800	429,300	
88	299,300	367,000	418,000	429,500	
89	299,700	368,100	418,200	429,700	
90	300,300	369,200	418,500	429,900	
91	300,800	370,300	418,800	430,100	
92	301,300	371,400	419,000	430,300	
93	301,600	372,500	419,200	430,500	
94	302,100	373,700	419,500	430,700	
95	302,600	374,800	419,800	430,900	
96	303,000	375,900	420,000	431,100	
97	303,400	376,900	420,200	431,300	
98	303,900	377,900	420,500	431,500	
99	304,400	378,800	420,800	431,700	
100	304,800	379,700	421,000	431,900	
101	305,200	380,500	421,200	432,100	
102	305,600	381,500	421,500	432,300	
103	306,000	382,400	421,800	432,500	
104	306,300	383,300	422,000	432,700	
105	306,500	384,100	422,200	432,900	
106	306,800	385,000	422,400	433,100	
107	307,100	385,900	422,600	433,300	
108	307,300	386,800	422,800	433,500	

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	特2級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
	円	円	円	円	円
109	307,500	387,600	423,000	433,700	
110	307,700	388,600	423,200	433,900	
111	308,000	389,500	423,400	434,100	
112	308,300	390,400	423,600	434,300	
113	308,500	391,000	423,800	434,500	
114	308,700	391,900	424,000	434,700	
115	308,900	392,800	424,200	434,900	
116	309,200	393,700	424,400	435,100	
117	309,500	394,500	424,600	435,300	
118	309,700	395,200	424,800	435,500	
119	310,000	396,000	425,000	435,700	
120	310,300	396,800	425,200	435,900	
121	310,500	397,400	425,400	436,100	
122	310,700	398,100	425,600	436,300	
123	310,900	398,800	425,800	436,500	
124	311,200	399,400	426,000	436,700	
125	311,500	400,000	426,200	436,900	
126	311,800	400,700	426,400	437,100	
127	312,100	401,200	426,600	437,300	
128	312,400	401,800	426,800	437,500	
129	312,700	402,400	427,000	437,700	
130	313,000	403,000	427,200	437,900	
131	313,300	403,500	427,400	438,100	
132	313,600	404,000	427,600	438,300	
133	313,900	404,300	427,800	438,500	
134	314,200	404,600	428,000	438,700	
135	314,500	404,900	428,200	438,900	
136	314,800	405,200	428,400	439,100	
137	315,100	405,500	428,600	439,300	
138		405,800	428,800	439,500	
139		406,100	429,000	439,700	
140		406,400	429,200	439,900	
141		406,700	429,400	440,100	
142		407,000	429,600	440,300	
143		407,300	429,800	440,500	
144		407,600	430,000	440,700	

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	特2級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
	円	円	円	円	円
145		407,800	430,200	440,900	
146		408,100	430,400	441,100	
147		408,400	430,600	441,300	
148		408,600	430,800		
149		408,800	431,000		
150		409,100	431,200		
151		409,400	431,400		
152		409,600	431,600		
153		409,800	431,800		
154		410,100			
155		410,400			
156		410,600			
157		410,800			
158		411,000			
159		411,200			
160		411,400			
161		411,600			
162		411,800			
163		412,000			
164		412,200			
165		412,400			
166		412,600			
167		412,800			
168		413,000			
169		413,200			
170		413,400			
171		413,600			
172		413,800			
173		414,000			
174		414,200			
175		414,400			
176		414,600			
177		414,800			
178		415,000			
179		415,200			
180		415,400			

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	特2級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
	円	円	円	円	円
181		415,600			
182		415,800			
183		416,000			
184		416,200			
185		416,400			
186		416,600			
187		416,800			
188		417,000			
189		417,200			
190		417,400			
191		417,600			
192		417,800			
193		418,000			
194		418,200			
195		418,400			
196		418,600			
197		418,800			
198		419,000			
199		419,200			
200		419,400			
201		419,600			
202		419,800			
203		420,000			
204		420,200			

備考 (1) この表は、幼稚園、小学校及び中学校の副校長、副園長、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。

(2) 上記適用職員のうち、その職務の級が3級である職員の本給月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第1-6 (第12条第2項関係)

医療職本給表(一)

職務の級 号俸	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
	円	円	円	円	円
1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
9	314,100	419,000	469,500	583,900	
10	317,600	420,500	471,300	586,200	
11	321,000	422,000	473,100		
12	324,400	423,500	474,900		
13	327,800	424,900	476,700		
14	331,300	426,400	478,500		
15	334,700	427,900	480,300		
16	338,100	429,300	482,100		
17	341,500	430,700	483,900		
18	344,600	432,200	485,800		
19	347,700	433,700	487,700		
20	350,800	435,100	489,600		
21	354,000	436,500	491,500		
22	357,100	438,000	493,200		
23	360,200	439,500	495,000		
24	363,200	440,900	496,800		
25	366,200	442,300	498,400		
26	368,500	443,700	500,200		
27	370,800	445,100	502,000		
28	373,000	446,500	503,600		
29	374,900	447,900	505,000		
30	376,600	449,300	506,700		
31	378,300	450,700	508,500		
32	380,100	452,100	510,200		
33	381,900	453,500	511,700		
34	383,700	454,900	513,000		
35	385,300	456,300	514,300		
36	386,700	457,700	515,600		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
37	388,100	459,100	516,600		
38	389,600	460,800	517,900		
39	391,100	462,400	519,200		
40	392,600	464,000	520,500		
41	394,100	465,600	521,500		
42	394,800	466,800	522,300		
43	395,400	468,000	523,100		
44	396,100	469,100	523,900		
45	397,000	470,100	524,800		
46	397,600	471,100	525,600		
47	398,200	472,000	526,400		
48	398,800	472,800	527,100		
49	399,400	473,500	527,900		
50	399,900	474,200	528,700		
51	400,400	474,900	529,400		
52	400,900	475,500	530,300		
53	401,400	476,200	531,200		
54	401,800	476,900	532,000		
55	402,200	477,500	532,900		
56	402,600	478,100	533,800		
57	403,000	478,400	534,600		
58	403,400	479,000	535,500		
59	403,800	479,700	536,400		
60	404,200	480,400	537,100		
61	404,600	480,800	537,900		
62	405,000	481,400	538,800		
63	405,400	482,100	539,700		
64	405,800	482,800	540,600		
65	406,100	483,200	541,400		
66		483,800	542,300		
67		484,400	543,200		
68		484,900	544,100		
69		485,400	544,900		
70		485,900	545,800		
71		486,400	546,700		
72		486,900	547,600		

職務の級 号俸	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
	円	円	円	円	円
73		487,300	548,400		
74		487,800			
75		488,200			
76		488,700			
77		489,200			
78		489,800			
79		490,400			
80		490,800			
81		491,300			
82		491,900			
83		492,500			
84		493,000			
85		493,500			

備考 この表は、医師、歯科医師、学校医及び学校歯科医に適用する。

別表第1-7 (第12条第2項関係)

医療職本給表(二)

職務の級 号俸	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額	7級 本給月額	8級 本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	

職務の級 号俸	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額	7級 本給月額	8級 本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600		
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000			
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700			
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300			
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700			
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200			
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800			
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400			
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800			
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300			
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800			
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300			
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900			
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000			
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600			
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100			
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600			
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100			
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600			

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900			
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400			
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800			
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
78	254,800	291,900	328,600	349,900				
79	255,100	292,200	329,000	350,100				
80	255,300	292,500	329,500	350,400				
81	255,500	292,800	330,000	350,900				
82	255,800	293,100	330,400	351,200				
83	256,100	293,400	330,600	351,500				
84	256,300	293,700	330,900	351,800				
85	256,500	293,900	331,300	352,200				
86		294,100	331,700	352,500				
87		294,300	332,000	352,800				
88		294,500	332,300	353,100				
89		294,900	332,600	353,500				
90		295,100	332,800	353,800				
91		295,300	333,200	354,100				
92		295,500	333,500	354,400				
93		295,900	333,700	354,700				
94		296,100	334,000	355,100				
95		296,300	334,300	355,500				
96		296,600	334,600	355,900				
97		296,900	334,800	356,400				
98		297,100	335,100	356,800				
99		297,300	335,400	357,200				
100		297,600	335,600	357,600				
101		297,900	335,800	358,100				
102		298,100	336,000					
103		298,300	336,400					
104		298,600	336,600					
105		298,900	336,800					
106			337,200					
107			337,600					
108			338,000					

職務の級 号俸	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額	7級 本給月額	8級 本給月額
109	円	円	円 338,200	円	円	円	円	円

備考 この表は、次の各号に掲げる職員に適用する。

- (1) 薬剤師
- (2) 栄養士
- (3) 診療放射線技師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士
- (7) 視能訓練士
- (8) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (9) 公認心理師
- (10) 臨床心理士
- (11) 認定遺伝カウンセラー
- (12) その他医療技術職員

別表第1-8 (第12条第2項関係)

医療職本給表(三)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000

職務の級 号俸	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額	7級 本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600			
87	286,600	313,900	351,500	370,200			
88	287,100	314,900	352,300	370,700			
89	287,600	315,800	352,900	371,000			
90	288,100	316,900	353,500	371,500			
91	288,600	317,900	354,100	371,900			
92	289,100	318,900	354,700	372,200			
93	289,600	319,700	355,100	372,800			
94	290,200	320,400	355,500	373,300			
95	290,800	321,100	356,000	373,800			
96	291,400	321,700	356,400	374,300			
97	292,000	322,200	356,900	374,900			
98	292,500	322,500	357,300	375,400			
99	293,000	323,100	357,800	375,900			
100	293,500	323,700	358,200	376,300			
101	294,000	324,100	358,500	376,900			
102	294,500	324,700	359,000	377,400			
103	295,000	325,300	359,400	377,900			
104	295,400	325,800	359,700	378,400			
105	295,800	326,200	360,100	379,000			
106	296,300	326,700	360,600	379,400			
107	296,800	327,200	361,100	379,900			
108	297,100	327,700	361,600	380,400			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
109	297,300	328,100	362,100	381,000			
110	297,600	328,500	362,600				
111	297,800	328,800	363,100				
112	298,100	329,100	363,500				
113	298,400	329,400	363,900				
114	298,600	329,800	364,300				
115	298,900	330,100	364,800				
116	299,100	330,400	365,300				
117	299,400	330,600	365,700				
118	299,700	330,900	366,200				
119	300,000	331,200	366,700				
120	300,300	331,400	367,200				
121	300,600	331,600	367,500				
122	301,000	331,900					
123	301,300	332,200					
124	301,600	332,500					
125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					

職務の級 号俸	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額	7級 本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第2-1 適用区分表（第22条関係）

勤務個所	職 員	調整数
1. 大学院研究科	(1) 教授、准教授、講師又は助教で大学院に置かれる研究科において、授業を常時担当するもの（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの（学長の定める者に限る。）	三
	(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者（(1)に掲げる者を除く。）	二
	(3) 大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）	一
2. 医学部	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員（学長の定める者に限る。）	一
3. 医学部附属病院	(1) 精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護助手 (2) 精神病棟に勤務する看護師長（当該病棟のみを担当している者に限る。）、看護師及び准看護師 (3) 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	三
	(7) 精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（学長の定めるものに限る。以下「集中治療病棟」という。）に勤務する看護師長（(2)に掲げる者を除く。）並びに集中治療病棟に勤務する看護師、助産師、准看護師及び看護助手 (8) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（学長の定める者に限る。） (9) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接、接して行うことを常態とする患者係の事務職員（学長の定める者に限る。） (10) 患者の環境調査、患者及び家族の医療、身上相談等を行うことを常態とするもの	一
4. 教育学部附属特別支援学校	(1) 特殊教育に直接従事することを本務とする副校長、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師 (2) 養護教諭及び養護助教諭	二

別表第2-2 調整基本額表（第22条関係）

1. 一般職本給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6, 6 0 0 円
2 級	8, 5 0 0 円
3 級	9, 6 0 0 円
4 級	1 0, 2 0 0 円
5 級	1 0, 6 0 0 円
6 級	1 1, 2 0 0 円
7 級	1 2, 1 0 0 円
8 級	1 2, 7 0 0 円
9 級	1 4, 3 0 0 円
1 0 級	1 5, 9 0 0 円

2. 一般職本給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6, 0 0 0 円
2 級	7, 4 0 0 円
3 級	8, 5 0 0 円
4 級	8, 7 0 0 円
5 級	9, 6 0 0 円

3. 教育職本給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9, 0 0 0 円
2 級	1 0, 5 0 0 円
3 級	1 1, 9 0 0 円
4 級	1 2, 7 0 0 円
5 級	1 5, 0 0 0 円

4. 教育職本給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9, 0 0 0 円
2 級	1 1, 1 0 0 円
特2級	1 1, 5 0 0 円
3 級	1 1, 9 0 0 円（教育職本給表（二）の備考（2）に定める職員に相当する職員にあつては、1 2, 2 0 0 円）
4 級	1 3, 1 0 0 円

5. 教育職本給表（三）

職務の級	基 本 調 整 額
1 級	8, 4 0 0 円
2 級	1 1, 0 0 0 円
特2級	1 1, 3 0 0 円
3 級	1 1, 5 0 0 円（教育職本給表（三）の備考（2）に定める職員に相当する職員にあつては、1 1, 8 0 0 円）
4 級	1 2, 7 0 0 円

6. 医療職本給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6, 2 0 0 円
2 級	8, 0 0 0 円
3 級	9, 1 0 0 円

4 級	9, 7 0 0 円
5 級	1 0, 5 0 0 円
6 級	1 1, 3 0 0 円
7 級	1 2, 2 0 0 円
8 級	1 3, 8 0 0 円

7. 医療職本給表 (三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8, 1 0 0 円
2 級	9, 4 0 0 円
3 級	9, 7 0 0 円
4 級	1 0, 0 0 0 円
5 級	1 0, 4 0 0 円
6 級	1 1, 6 0 0 円
7 級	1 2, 5 0 0 円

別表第3-1 (第23条第1項関係)

組織	役職名	役職の区分
	副理事	6種
	副学長	6種
	学長特別補佐	7種
	学長補佐	8種
教育研究部	教育研究部長	5種
	学系長	准6種
	副学系長	8種
	部門長	
学部	学部長	准6種
	副学部長	8種
	学科長	10種
	コース長 (人文社会科学部人文社会科学科に限る。)	10種
大学院	研究科長	5種
	専攻長	准6種
	副専攻長 (大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻に限る。)	8種
医学部附属病院	病院長	3種
	副病院長	7種
	看護部長	3種
	薬剤部長	6種
	医療技術部長	6種
附属学校	校長	9種 (附属小学校は8種)
	園長	
	副校長、副園長	6種 (附属幼稚園は7種)
	主事	8種
事務局	事務局長	1種
	部長	2種
	次長	4種
	課長	6種
附属及び教育研究 利用施設等	学び創造センター長、データサイエンスセンター長、グローバル教育支援センター長、教師教育センター長、希望創発センター長、総合研究センター長、次世代地域創造センター長、学術情報基盤図書館長、防災推進センター長、I o P 共創センター長、M E D i センター長	8種
	総合人間自然科学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻附属学校教育研究センター長	10種
	農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター長	10種
	海洋コア国際研究所長	7種
保健管理センター	保健管理センター所長	8種
共通教育	共通教育主管	准6種
教育研究評議会	教育研究評議会評議員	8種
入試企画実施機構	副機構長	9種
安全・安心機構	副機構長	9種

	部門長	10 種
--	-----	------

別表第3-2 (第23条第2項関係)

1. 一般職本給表 (一)

職務の級	区 分	管理職手当額
10 級	1 種	139,300 円
9 級	1 種	130,300 円
8 級	1 種	117,100 円
	2 種	94,000 円
7 級	2 種	88,500 円
	4 種	77,400 円
6 級	2 種	83,100 円
	4 種	72,700 円
	6 種	62,300 円
5 級	6 種	59,500 円
4 級	6 種	55,500 円

2. 教育職本給表 (一)

職務の級	区 分	管理職手当額
5 級	3 種	96,200 円
	5 種	74,800 円
	6 種	64,100 円
	准6 種	58,800 円
	7 種	53,400 円
	8 種	42,800 円
	9 種	37,400 円
	10 種	32,100 円
4 級	7 種	45,900 円
	8 種	36,700 円
	9 種	32,100 円
	10 種	27,500 円
3 級	10 種	23,500 円

3. 教育職本給表 (二)

職務の級	区 分	管理職手当額
4 級	6 種	54,600 円
	7 種	45,500 円
	8 種	36,400 円
3 級	6 種	51,900 円
	7 種	43,300 円
	8 種	34,700 円
2 級	8 種	33,400 円

4. 教育職本給表 (三)

職務の級	区 分	管理職手当額
4 級	6 種	52,100 円
	7 種	43,400 円
3 級	6 種	51,600 円
	7 種	43,000 円

5. 医療職本給表 (二)

職務の級	区 分	管理職手当額
------	-----	--------

6級	6種	62,300円
5級	6種	58,900円
4級	6種	51,900円

6. 医療職本給表（三）

職務の級	区 分	管理職手当額
6級	3種	75,800円
5級	3種	69,100円

別表第4（第25条第2項関係）

初任給調整手当の月額

期 間	月 額	期 間	月 額
	円		円
1年未満	51,600	18年以上19年未満	30,200
1年以上2年未満	51,600	19年以上20年未満	28,800
2年以上3年未満	51,600	20年以上21年未満	27,400
3年以上4年未満	51,600	21年以上22年未満	26,800
4年以上5年未満	51,600	22年以上23年未満	26,200
5年以上6年未満	51,600	23年以上24年未満	25,200
6年以上7年未満	49,800	24年以上25年未満	24,600
7年以上8年未満	48,000	25年以上26年未満	24,000
8年以上9年未満	46,200	26年以上27年未満	23,400
9年以上10年未満	44,400	27年以上28年未満	22,800
10年以上11年未満	42,600	28年以上29年未満	22,000
11年以上12年未満	40,800	29年以上30年未満	21,700
12年以上13年未満	39,000	30年以上31年未満	21,300
13年以上14年未満	37,200	31年以上32年未満	20,700
14年以上15年未満	35,800	32年以上33年未満	19,800
15年以上16年未満	34,400	33年以上34年未満	18,900
16年以上17年未満	33,000	34年以上35年未満	18,200
17年以上18年未満	31,600		

※ 期間欄は、採用等の日以後の期間を示す。

別表第5（第30条第2項関係）

単身赴任手当の月額

月 額			
30,000円＋加算額			
加算額（職員の住居と配偶者の住居（配偶者のいない職員については子の住居）との間の交通距離が100km以上の職員について、交通距離に応じて次の額）			
100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満
8,000円	16,000円	24,000円	32,000円
900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満
40,000円	46,000円	52,000円	58,000円
2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上		
64,000円	70,000円		

別表第6（第32条第2項関係）
義務教育等教員特別手当の月額

教育職本給表（二）の適用を受ける者

職務の 級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	円	円	円	円	円
1	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
2	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
3	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
4	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
5	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
6	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
7	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
8	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
9	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
10	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
11	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
12	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
13	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
14	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
15	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
16	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
17	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
18	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
19	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
20	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
21	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
22	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
23	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
24	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
25	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
26	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
27	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
28	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
29	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
30	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
31	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
32	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
33	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
34	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
35	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
36	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
37	7,400	9,700	13,500	16,300	20,200
38	7,400	9,700	13,500	16,300	20,200
39	7,400	9,700	13,500	16,300	20,200
40	7,400	9,700	13,500	16,300	20,200
41	7,700	10,500	13,800	16,700	20,200
42	7,700	10,500	13,800	16,700	20,200
43	7,700	10,500	13,800	16,700	20,200
44	7,700	10,500	13,800	16,700	20,200
45	8,000	10,900	14,100	17,100	20,200
46	8,000	10,900	14,100	17,100	20,200
47	8,000	10,900	14,100	17,100	20,200
48	8,000	10,900	14,100	17,100	20,200
49	8,300	11,300	14,400	17,400	20,200
50	8,300	11,300	14,400	17,400	20,200

教育職本給表（三）の適用を受ける者

職務の 級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	円	円	円	円	円
1	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
2	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
3	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
4	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
5	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
6	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
7	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
8	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
9	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
10	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
11	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
12	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
13	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
14	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
15	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
16	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
17	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
18	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
19	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
20	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
21	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
22	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
23	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
24	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
25	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
26	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
27	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
28	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
29	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
30	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
31	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
32	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
33	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
34	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
35	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
36	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
37	7,400	8,300	13,500	14,800	20,200
38	7,400	8,300	13,500	14,800	20,200
39	7,400	8,300	13,500	14,800	20,200
40	7,400	8,300	13,500	14,800	20,200
41	7,700	8,900	13,800	15,100	20,200
42	7,700	8,900	13,800	15,100	20,200
43	7,700	8,900	13,800	15,100	20,200
44	7,700	8,900	13,800	15,100	20,200
45	8,000	9,300	14,100	15,500	20,200
46	8,000	9,300	14,100	15,500	20,200
47	8,000	9,300	14,100	15,500	20,200
48	8,000	9,300	14,100	15,500	20,200
49	8,300	9,700	14,400	15,900	20,200
50	8,300	9,700	14,400	15,900	20,200

51	8,300	11,300	14,400	17,400	20,200
52	8,300	11,300	14,400	17,400	20,200
53	8,600	12,100	14,700	17,700	20,200
54	8,600	12,100	14,700	17,700	20,200
55	8,600	12,100	14,700	17,700	20,200
56	8,600	12,100	14,700	17,700	20,200
57	8,800	12,500	15,200	18,000	20,200
58	8,800	12,500	15,200	18,000	20,200
59	8,800	12,500	15,200	18,000	
60	8,800	12,500	15,200	18,000	
61	9,100	12,900	15,500	18,300	
62	9,100	12,900	15,500	18,300	
63	9,100	12,900	15,500	18,300	
64	9,100	12,900	15,500	18,300	
65	9,400	13,300	16,100	18,500	
66	9,400	13,300	16,100	18,500	
67	9,400	13,300	16,100	18,500	
68	9,400	13,300	16,100	18,500	
69	9,700	13,700	16,300	18,700	
70	9,700	13,700	16,300	18,700	
71	9,700	13,700	16,300	18,700	
72	9,700	13,700	16,300	18,700	
73	9,900	14,000	16,500	18,900	
74	9,900	14,000	16,500	18,900	
75	9,900	14,000	16,500	18,900	
76	9,900	14,000	16,500	18,900	
77	10,200	14,400	17,000	19,100	
78	10,200	14,400	17,000	19,100	
79	10,200	14,400	17,000	19,100	
80	10,200	14,400	17,000	19,100	
81	10,400	14,700	17,200	19,100	
82	10,400	14,700	17,200	19,100	
83	10,400	14,700	17,200	19,100	
84	10,400	14,700	17,200	19,100	
85	10,600	15,000	17,400	19,100	
86	10,600	15,000	17,400	19,100	
87	10,600	15,000	17,400	19,100	
88	10,600	15,000	17,400	19,100	
89	10,800	15,400	17,600	19,100	
90	10,800	15,400	17,600	19,100	
91	10,800	15,400	17,600	19,100	
92	10,800	15,400	17,600	19,100	
93	11,000	15,700	17,800	19,100	
94	11,000	15,700	17,800	19,100	
95	11,000	15,700	17,800	19,100	
96	11,000	15,700	17,800	19,100	
97	11,200	16,000	18,100	19,100	
98	11,200	16,000	18,100	19,100	
99	11,200	16,000	18,100	19,100	
100	11,200	16,000	18,100	19,100	
101	11,400	16,300	18,200	19,100	
102	11,400	16,300	18,200	19,100	
103	11,400	16,300	18,200	19,100	
104	11,400	16,300	18,200	19,100	
105	11,500	16,500	18,300	19,100	
106	11,500	16,500	18,300	19,100	
107	11,500	16,500	18,300	19,100	
108	11,500	16,500	18,300	19,100	
109	11,600	16,800	18,400		
110	11,600	16,800	18,400		
111	11,600	16,800	18,400		

51	8,300	9,700	14,400	15,900	20,200
52	8,300	9,700	14,400	15,900	20,200
53	8,600	10,500	14,700	16,300	20,200
54	8,600	10,500	14,700	16,300	20,200
55	8,600	10,500	14,700	16,300	20,200
56	8,600	10,500	14,700	16,300	20,200
57	8,800	10,900	15,200	16,700	20,200
58	8,800	10,900	15,200	16,700	20,200
59	8,800	10,900	15,200	16,700	20,200
60	8,800	10,900	15,200	16,700	20,200
61	9,100	11,300	15,500	17,100	20,200
62	9,100	11,300	15,500	17,100	20,200
63	9,100	11,300	15,500	17,100	
64	9,100	11,300	15,500	17,100	
65	9,400	12,100	16,100	17,400	
66	9,400	12,100	16,100	17,400	
67	9,400	12,100	16,100	17,400	
68	9,400	12,100	16,100	17,400	
69	9,700	12,500	16,300	17,700	
70	9,700	12,500	16,300	17,700	
71	9,700	12,500	16,300	17,700	
72	9,700	12,500	16,300	17,700	
73	9,900	12,900	16,500	18,000	
74	9,900	12,900	16,500	18,000	
75	9,900	12,900	16,500	18,000	
76	9,900	12,900	16,500	18,000	
77	10,200	13,300	17,000	18,300	
78	10,200	13,300	17,000	18,300	
79	10,200	13,300	17,000	18,300	
80	10,200	13,300	17,000	18,300	
81	10,400	13,700	17,200	18,500	
82	10,400	13,700	17,200	18,500	
83	10,400	13,700	17,200	18,500	
84	10,400	13,700	17,200	18,500	
85	10,600	14,000	17,400	18,700	
86	10,600	14,000	17,400	18,700	
87	10,600	14,000	17,400	18,700	
88	10,600	14,000	17,400	18,700	
89	10,800	14,400	17,600	18,900	
90	10,800	14,400	17,600	18,900	
91	10,800	14,400	17,600	18,900	
92	10,800	14,400	17,600	18,900	
93	11,000	14,700	17,800	19,100	
94	11,000	14,700	17,800	19,100	
95	11,000	14,700	17,800	19,100	
96	11,000	14,700	17,800	19,100	
97	11,200	15,000	18,100	19,100	
98	11,200	15,000	18,100	19,100	
99	11,200	15,000	18,100	19,100	
100	11,200	15,000	18,100	19,100	
101	11,400	15,400	18,200	19,100	
102	11,400	15,400	18,200	19,100	
103	11,400	15,400	18,200	19,100	
104	11,400	15,400	18,200	19,100	
105	11,500	15,700	18,300	19,100	
106	11,500	15,700	18,300	19,100	
107	11,500	15,700	18,300	19,100	
108	11,500	15,700	18,300	19,100	
109	11,600	16,000	18,400	19,100	
110	11,600	16,000	18,400	19,100	
111	11,600	16,000	18,400	19,100	

112	11,600	16,800	18,400		
113	11,700	17,000	18,400		
114	11,700	17,000	18,400		
115	11,700	17,000	18,400		
116	11,700	17,000	18,400		
117	11,900	17,200	18,400		
118	11,900	17,200	18,400		
119	11,900	17,200	18,400		
120	11,900	17,200	18,400		
121	12,000	17,400	18,400		
122	12,000	17,400	18,400		
123	12,000	17,400	18,400		
124	12,000	17,400	18,400		
125	12,100	17,600	18,400		
126	12,100	17,600	18,400		
127	12,100	17,600	18,400		
128	12,100	17,600	18,400		
129	12,300	17,700	18,400		
130	12,300	17,700	18,400		
131	12,300	17,700	18,400		
132	12,300	17,700	18,400		
133	12,400	17,800	18,400		
134	12,400	17,800	18,400		
135	12,400	17,800	18,400		
136	12,400	17,800	18,400		
137	12,500	17,900	18,400		
138	12,500	17,900	18,400		
139	12,500	17,900	18,400		
140	12,500	17,900	18,400		
141	12,600	17,900	18,400		
142	12,600	17,900	18,400		
143	12,600	17,900	18,400		
144	12,600	17,900	18,400		
145	12,800	17,900	18,400		
146	12,800	17,900	18,400		
147	12,800	17,900	18,400		
148	12,800	17,900	18,400		
149	12,900	17,900	18,400		
150	12,900	17,900	18,400		
151	12,900	17,900	18,400		
152	12,900	17,900	18,400		
153	13,000	17,900	18,400		
154	13,000	17,900	18,400		
155	13,000	17,900	18,400		
156	13,000	17,900	18,400		
157	13,000	17,900	18,400		
158	13,000	17,900	18,400		
159	13,000	17,900	18,400		
160	13,000	17,900	18,400		
161	13,000	17,900	18,400		
162	13,000	17,900	18,400		
163	13,000	17,900	18,400		
164	13,000	17,900	18,400		
165	13,000	17,900	18,400		
166	13,000	17,900	18,400		
167	13,000	17,900	18,400		
168	13,000	17,900	18,400		
169	13,000	17,900	18,400		
170	13,000	17,900	18,400		
171	13,000	17,900	18,400		
172	13,000	17,900	18,400		

112	11,600	16,000	18,400	19,100	
113	11,700	16,300	18,400	19,100	
114	11,700	16,300	18,400	19,100	
115	11,700	16,300	18,400	19,100	
116	11,700	16,300	18,400	19,100	
117	11,900	16,500	18,400	19,100	
118	11,900	16,500	18,400	19,100	
119	11,900	16,500	18,400	19,100	
120	11,900	16,500	18,400	19,100	
121	12,000	16,800	18,400	19,100	
122	12,000	16,800	18,400	19,100	
123	12,000	16,800	18,400	19,100	
124	12,000	16,800	18,400	19,100	
125	12,100	17,000	18,400	19,100	
126	12,100	17,000	18,400	19,100	
127	12,100	17,000	18,400	19,100	
128	12,100	17,000	18,400	19,100	
129	12,100	17,200	18,400	19,100	
130	12,100	17,200	18,400	19,100	
131	12,100	17,200	18,400	19,100	
132	12,100	17,200	18,400	19,100	
133	12,100	17,400	18,400	19,100	
134	12,100	17,400	18,400	19,100	
135	12,100	17,400	18,400	19,100	
136	12,100	17,400	18,400	19,100	
137	12,100	17,600	18,400	19,100	
138	12,100	17,600	18,400	19,100	
139	12,100	17,600	18,400	19,100	
140	12,100	17,600	18,400	19,100	
141		17,700	18,400	19,100	
142		17,700	18,400	19,100	
143		17,700	18,400	19,100	
144		17,700	18,400	19,100	
145		17,800	18,400	19,100	
146		17,800	18,400	19,100	
147		17,800	18,400	19,100	
148		17,800	18,400	19,100	
149		17,900	18,400	19,100	
150		17,900	18,400	19,100	
151		17,900	18,400	19,100	
152		17,900	18,400	19,100	
153		17,900	18,400	19,100	
154		17,900	18,400	19,100	
155		17,900	18,400	19,100	
156		17,900	18,400	19,100	
157		17,900	18,400	19,100	
158		17,900	18,400	19,100	
159		17,900	18,400	19,100	
160		17,900	18,400	19,100	
161		17,900	18,400	19,100	
162		17,900	18,400	19,100	
163		17,900	18,400	19,100	
164		17,900	18,400	19,100	
165		17,900	18,400	19,100	
166		17,900	18,400	19,100	
167		17,900	18,400		
168		17,900	18,400		
169		17,900	18,400		
170		17,900	18,400		
171		17,900	18,400		
172		17,900	18,400		

173	13,000	17,900	18,400		
174	13,000	17,900	18,400		
175	13,000	17,900	18,400		
176	13,000	17,900	18,400		
177	13,000	17,900	18,400		
178	13,000	17,900			
179	13,000	17,900			
180	13,000	17,900			
181	13,000	17,900			
182	13,000	17,900			
183	13,000	17,900			
184	13,000	17,900			
185	13,000	17,900			
186		17,900			
187		17,900			
188		17,900			
189		17,900			
190		17,900			
191		17,900			
192		17,900			
193		17,900			
194		17,900			
195		17,900			
196		17,900			
197		17,900			
198		17,900			
199		17,900			
200		17,900			
201		17,900			

173		17,900			
174		17,900			
175		17,900			
176		17,900			
177		17,900			
178		17,900			
179		17,900			
180		17,900			
181		17,900			
182		17,900			
183		17,900			
184		17,900			
185		17,900			
186		17,900			
187		17,900			
188		17,900			
189		17,900			
190		17,900			
191		17,900			
192		17,900			
193		17,900			
194		17,900			
195		17,900			
196		17,900			
197		17,900			
198		17,900			
199		17,900			
200		17,900			
201		17,900			
202		17,900			
203		17,900			
204		17,900			
205		17,900			
206		17,900			
207		17,900			
208		17,900			
209		17,900			
210		17,900			

※ 幼稚園に勤務する副園長及び教諭は上記金額に2分の1を乗じて得た額とする。

別表第7-1 (第37条第1項関係)

管理職員特別勤務手当

区分		支給額 (勤務 (実働時間が6時間を超える勤務) 1回)
役職給支給職員の区分	1種	12,000円 (18,000円)
	2種	10,000円 (15,000円)
	3種	9,000円 (13,500円)
	4種	8,000円 (12,000円)
	5種	7,000円 (10,500円)
	6種	6,000円 (9,000円)
	准6種	5,000円 (7,500円)
	7種	4,000円 (6,000円)
	8種	3,000円 (4,500円)
	9種	2,500円 (3,750円)
10種	2,000円 (3,000円)	

別表第7-2 (第37条第2項関係)

管理職員特別勤務手当

区分		支給額 (勤務 (実働時間が6時間を超える勤務) 1回)
役職給支給職員の区分	1種	6,000円 (9,000円)
	2種	5,000円 (7,500円)
	3種	4,500円 (6,750円)
	4種	4,000円 (6,000円)
	5種	3,500円 (5,250円)
	6種	3,000円 (4,500円)
	准6種	2,500円 (3,750円)
	7種	2,000円 (3,000円)
	8種	1,500円 (2,250円)
	9種	1,300円 (1,950円)
10種	1,000円 (1,500円)	